

第5期 七宗町 地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和7年3月

七宗町・七宗町社会福祉協議会

ごあいさつ

自然豊かな環境に恵まれた本町は、本年度で合併70周年を迎え、少子高齢化や核家族化が進み、高齢者世帯のみの世帯の増加や就労環境の変化など社会構造が変化するなか、地域のつながりや支え合いがこれまで以上に必要不可欠になってきました。

そのような中、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らしていくためには、住民が生きがいと役割を持ち、お互いに支え・助け合う「地域共生社会」の構築が求められています。

本町では、令和2年3月に第4期七宗町地域福祉計画を策定し、令和6年度までの5年間、健康でいきいきと暮らせる、思いやりの地域福祉づくりを基本理念とし地域福祉施策の推進に務めてきました。

このたび、令和7年度から11年度までを計画期間とする「第5期七宗町地域福祉計画」を策定するにあたり、これまでは町が作成する地域福祉計画と町社会福祉協議会が作成する地域福祉活動計画は別計画として作成してきましたが、第5期計画では、それぞれの特徴を活かしながら「第5期七宗町地域福祉計画・地域福祉活動計画」として一体的に作成することとしました。

2つの計画においては、お互いの役割を分担し、連携しながら地域福祉を推進することが重要であり、地域福祉の理念を共有し、行政と社会福祉協議会の計画を一体的に策定することにより、切れ目なくかつ効果的・実践的な計画として策定しています。

この計画では、総合計画の目標や地域共生社会の理念を踏まえ、地域で「つながり」を感じ、安心して暮らせるまち“ひちそう”を基本理念として、みんなが思いやりの心を持って助け合い、支え合い、交流できる住みよい地域づくりを目指し、自助・互助・共助・公助による地域の福祉活動の促進に取り組んでいきます。

結びに、この計画を策定するにあたってご尽力いただきました委員の皆さまをはじめ、アンケート調査で貴重なご意見をいただきました皆さまに、心からお礼申し上げます。



令和7年3月

七宗町長 加 納 福 明

ごあいさつ

皆様には、平素から七宗町社会福祉協議会の諸事業にご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

七宗町社会福祉協議会では、本町の地域福祉を推進するため七宗町が策定する「地域福祉計画」と連携して、地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動を定める「地域福祉活動計画」を策定しました。



近年、少子高齢化が進み人口減少が本格化するなど、地域福祉を取り巻く環境は大きく変化しています。地域社会の関係性の希薄化や家族形態の変容等により、家庭・地域・職場といった共同体機能が低下するとともに、生きづらさを抱えた方や社会的孤立が生じています。また、生活困窮世帯への支援や権利擁護の推進、多発する自然災害への対応等も求められています。

今後は、長期的視点に立ち、社会的状況や地域生活課題の変容を踏まえ、「ともに生きる豊かな地域社会」づくりに継続的に取り組んでいく必要があります。

社会福祉協議会では、全ての人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、多様な事業を推進しています。今後も、誰もが幸せに暮らすことができるよう、「地域でつながりを感じ、安心して暮らせるまち ひちそう」を基本理念とする本計画の推進に全力を尽くしてまいりますので、引き続きご支援、ご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力賜りました地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会をはじめ関係者様、アンケート調査等にご協力いただきました町民の皆様方に心から感謝申し上げます。

令和7年3月

社会福祉法人七宗町社会福祉協議会
会長 岩 田 和 夫

目次

第1章 計画の概要	3
1. 計画策定の趣旨	3
2. 計画の位置づけ	6
3. 計画の期間と策定体制	7
(1) 計画の期間	7
(2) 計画の策定体制	7
4. 計画の推進	8
(1) 地域住民・事業者・行政の協働による計画の推進	8
(2) 計画の期間	8
(3) 計画の進行管理	8
第2章 七宗町の現状	11
1. 七宗町の概要	11
2. 七宗町の現状	11
(1) 人口構造	11
(2) 要介護認定者の状況	14
(3) 自然動態及び社会動態	15
(4) 障がい者の状況	16
(5) ひとり親家庭の状況	17
(6) 経済的支援対象者の状況	17
(7) 地域福祉推進者の状況	18
(8) 福寿会の状況	18
第3章 前期計画の振り返り	21
基本目標1 住民主体による福祉のまちづくり	21
(1) 交流の促進	21
(2) 安全・防犯体制の整備	24
基本目標2 さまざまなサービスが利用しやすい仕組みづくり	26
(1) 総合相談体制の整備	26
(2) 情報提供の充実	28
基本目標3 地域福祉推進のための組織や人づくり	30
(1) ボランティア活動の推進	30
第4章 計画の基本的な考え方	35
1. 計画の基本理念	35
2. 計画の体系	36
3. 本計画とSDGsの関連	37
4. 「自助」「互助」「共助」「公助」の視点	38

第5章 基本施策の展開	41
1. 取組と役割分担	41
基本目標1 みんなで支え合い、共に生きる地域づくり	41
(1) 地域における支え合いや支援の強化	41
(2) 交流の促進	43
(3) 健康・生きがいづくりの推進	45
基本目標2 さまざまなサービスが利用しやすい仕組みづくり	47
(1) 総合相談体制の充実	47
(2) 情報提供の充実	49
(3) 福祉サービスの充実	51
基本目標3 地域福祉推進のための組織や人づくり	53
(1) ボランティア活動の推進	53
(2) 地域活動の担い手の育成と学ぶ機会の充実	55
基本目標4 誰もが安心して暮らせる地域づくり	57
(1) 災害に対する備えと防犯体制の整備の強化	57
(2) 地域ぐるみの見守り体制の充実	59
(3) 安心できる生活を支える仕組みの整備	61
2. 七宗町社会福祉協議会の取組	63
基本目標1 みんなで支え合い、共に生きる地域づくり	63
基本目標2 さまざまなサービスが利用しやすい仕組みづくり	64
基本目標3 地域福祉推進のための組織や人づくり	66
基本目標4 誰もが安心して暮らせる地域づくり	66
第6章 成年後見制度利用促進基本計画（第1期）	69
1. 計画策定の背景と目的	69
(1) 計画の期間	69
(2) 現状と課題	70
2. 成年後見制度推進の施策・取組	71
(1) 基本目標	71
(2) 施策・取組	71
資料編	75
1. 七宗町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員	75
2. 計画策定の経過	76
(1) 七宗町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会	76
(2) パブリックコメント	76



第1章 計画の概要



第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

我が国においては、総人口の減少を背景に、少子高齢化や核家族化が進展しています。高齢者世帯、共働き世帯が増加することにより、子育てや介護の支援がこれまで以上に必要となる一方、地域のつながりの希薄化や、家族・地域を取り巻く環境の変化により、価値観やライフスタイルの多様化が進み、社会情勢の変化と相まって、個人や世帯が抱える生活課題はますます複雑化・多様化しています。

個人や世帯がさまざまな生きづらさを抱え、支援を必要としていながら社会的に孤立して助けを求められないことが、問題を深刻にしています。

このような状況下において、地域では住民相互の支え合いや助け合い、自立した生活を支援する福祉サービスや地域ぐるみの福祉活動などによって、誰もが安心して暮らせる地域社会をつくることが求められています。

これまで、行政は地域福祉を推進するため、地域のさまざまな福祉課題を明らかにし、その解決を目指すための指針として「地域福祉計画」を策定してきました。一方、社会福祉協議会は、地域住民や福祉関係者と協働し、地域の生活課題の解決に取り組むための「地域福祉活動計画」を民間の立場から策定してきました。両計画は相互に連携しながらも、これまでは別々に策定されてきました。

しかし、地域福祉の推進には、両計画の連携をより強化し、一体的に策定することが重要です。理念や方向性を共有し、一体化することで、地域に関わるそれぞれの役割や協働のあり方が明確になり、より実効性のある計画となります。

これらのことから、令和6年度の計画期間満了に伴い、「第5期七宗町地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下「本計画」という。）として一体化することとしました。

本計画では、第4期計画での取組や社会情勢、住民ニーズ等を踏まえ、地域共生社会の実現にむけた七宗町の今後の施策の方向性や基本事項を定めます。

■地域福祉計画・地域福祉活動計画について

地域福祉計画	地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づく行政計画です。 地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために、必要となる施策の内容や量、体制について、庁内関係部局や支援関係機関、専門職を含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくための計画です。
地域福祉活動計画	地域福祉活動計画は、地域福祉計画に基づき社会福祉協議会が策定する地域福祉の推進を目的とした実践的な活動・行動計画です。地域における福祉課題の解決を目指し、住民・地域・福祉サービス事業者・NPO法人などの主体的な活動とそれを支える社会福祉協議会の活動について、お互いに連携しながら実施する地域福祉活動を具体的かつ明確化した計画です。

○社会福祉法（抄）

第4条（地域福祉の推進）

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

第 107 条(市町村地域福祉計画)

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

第 109 条（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

■地域共生社会とは

既存のさまざまな福祉制度や分野ごとの福祉施策では解決できない複合課題や、制度の狭間の課題の存在、自ら相談に行くことができない状態にある社会的孤立・社会的排除への対応、地域の“つながり”の弱まりなどの課題が顕在化してきています。

これらの地域課題に対して、制度・分野ごとの“縦割り”や、“支え手”“受け手”という固定的な役割分担の考え方では対応が難しくなっています。

地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として捉え、人と人、人と資源が世代や分野を越えて「丸ごと」つながる取組を通して、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを大切に、地域をともに築いていこうとするものが「地域共生社会」です。

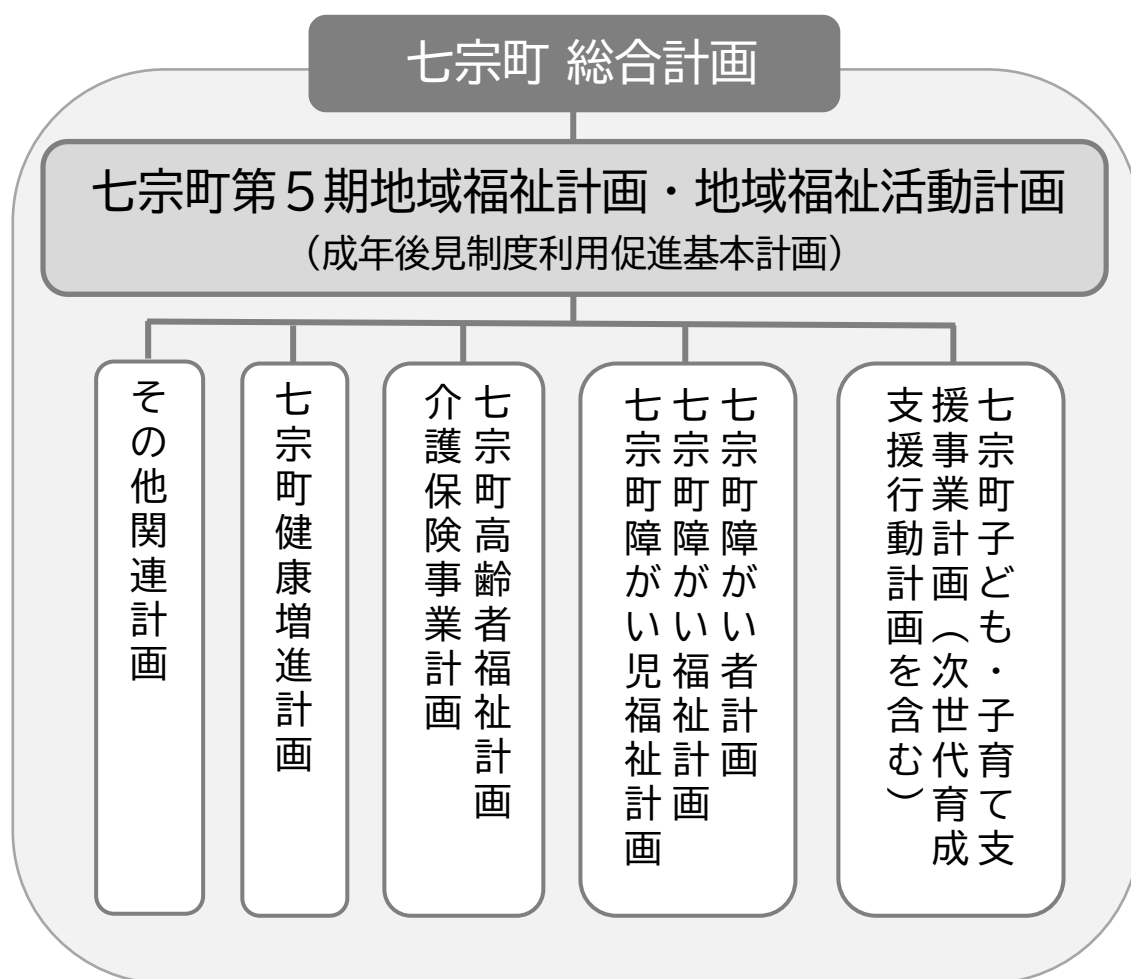
2. 計画の位置づけ

「地域福祉計画」は、市町村が策定するものであり、地域福祉を推進する上での基本的な方向性や理念を示す計画です。一方、「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が中心となり、地域住民の立場から地域福祉を推進する民間の行動計画です。両計画は、住民をはじめ、地域福祉の推進に関わるさまざまな担い手の参加と協力を得ながら取組を進めるという共通の目的を持っています。

本町ではこれまで、町が策定する「地域福祉計画」と、社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」をそれぞれ独立して策定し、相互に連携しながら地域福祉活動を推進してきました。今後は、両計画を一体化し、より一層の連携を図るとともに、実効性のある計画として策定します。

本計画は「七宗町総合計画」を上位計画とし、これまでに策定された各分野の保健福祉関連計画を横断的に結びつけ、関連計画との整合性を図っています。

また、本町では、本計画の第6章「成年後見制度利用促進基本計画」を、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に規定される「市町村成年後見制度利用促進基本計画」として位置づけ、本計画と一体的に策定します。

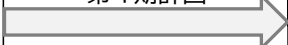
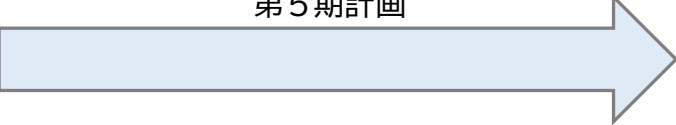


3. 計画の期間と策定体制

(1) 計画の期間

七宗町健康福祉課と七宗町社会福祉協議会が中心となり、現状・成果の確認をするともに、課題を抽出し協議を重ねながら策定します。

本計画の期間は、令和7年度～令和11年度の5年間としますが、地域住民のニーズに対応するため、必要に応じて見直しを行っていきます。

	令和2年度～令和6年度 (2020～2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
七宗町 地域福祉計画	第4期計画 	第5期計画 				
七宗町 地域福祉活動計画						

(2) 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、住民意識調査の実施及びパブリックコメントの実施を経て計画案を作成し、実務者会議の中で関連する個別計画、並びに今後の施策・事業等との調整を図りました。

① 住民意識調査の実施

町内にお住まいの18歳以上の人を対象とした、アンケートを実施し、本計画策定のための基礎資料としました。

調査対象	18歳以上の町民 700 人を無作為抽出
調査方法	郵送による配付・回収
調査期間	令和6年7月18日～令和6年8月8日
回収数（率）	299 件（42.7%）

② パブリックコメント

本計画の策定にあたり、広く町民から意見を求めるため、パブリックコメントを実施しました。

4. 計画の推進

(1) 地域住民・事業者・行政の協働による計画の推進

地域福祉を継続的に推進するには、地域住民をはじめ、民生委員児童委員、社会福祉協議会、自治会、ボランティア、NPO、福祉団体、事業者など、地域福祉に関わるすべての人が協働し、支え合うことが重要です。

また、行政と社会福祉協議会の両者が一体となった取組が不可欠であるため、これまで以上に連携を強化し、推進体制を確立していきます。

(2) 計画の期間

本計画で示した取組について、ホームページや広報誌などを通じて公表し、行政と社会福祉協議会が目指す地域福祉について幅広く周知を図ります。

(3) 計画の進行管理

本計画に基づく地域福祉の取組を効果的かつ継続的に推進するため、必要に応じて、住民や福祉関係団体の代表、行政などで構成する協議体を設置します。この協議体において、地域福祉の進捗状況を評価し、取組の見直しを行いながら、本計画の推進を図ります。



第2章 七宗町の現状



第2章 七宗町の現状

1. 七宗町の概要

本町は、岐阜県の中南部に位置し、東西・南北はそれぞれ約12kmの広がりを持ち、その総面積は90.47平方キロメートルあります。

本町は神淵、上麻生、川並、中麻生の4つの地区から形成され、およそ9割は標高200～700mの山林が占め、平地は町内を流れる飛騨川・神淵川及びこれらの支流沿いに点在し、農地、居住地として利用されています。

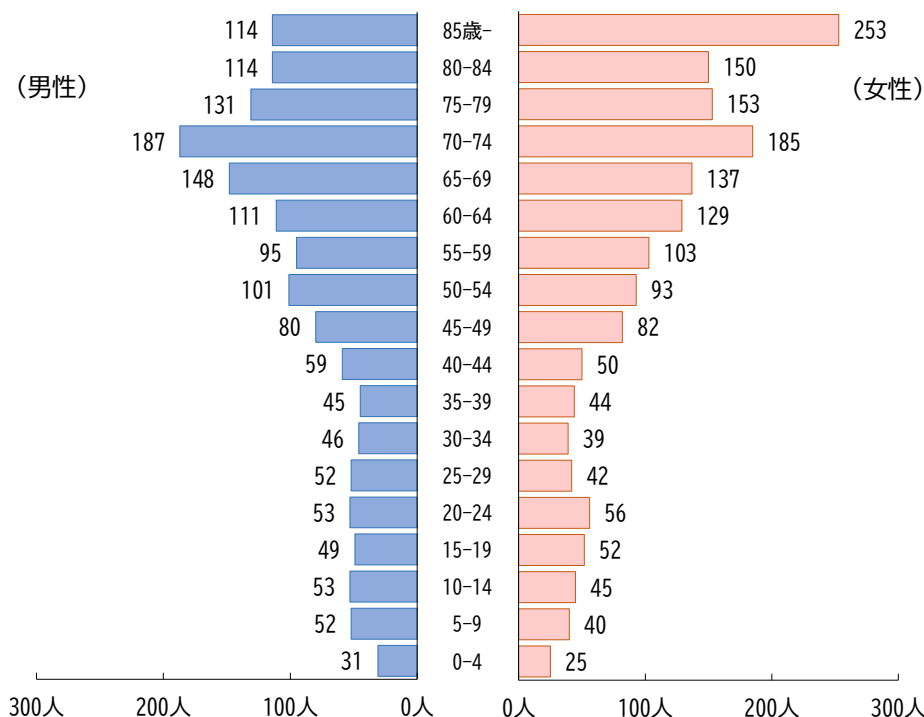
気候は準内陸型であり、年間を通して比較的温暖ではありますが、冬季の冷え込みについては、厳しいときがあります。

2. 七宗町の現状

(1)人口構造

本町の総人口は令和6年10月1日現在で3,199人であり、そのうち65歳以上の高齢者が1,572人、高齢化率は49.1%となっています。年齢階層別にみると、男性は70歳～74歳、女性は85歳以上の人口が最も多くなっています。年少人口割合が低いため、将来の人口減少が予測される人口構成となっています。

図表 1 性別・年齢別人口

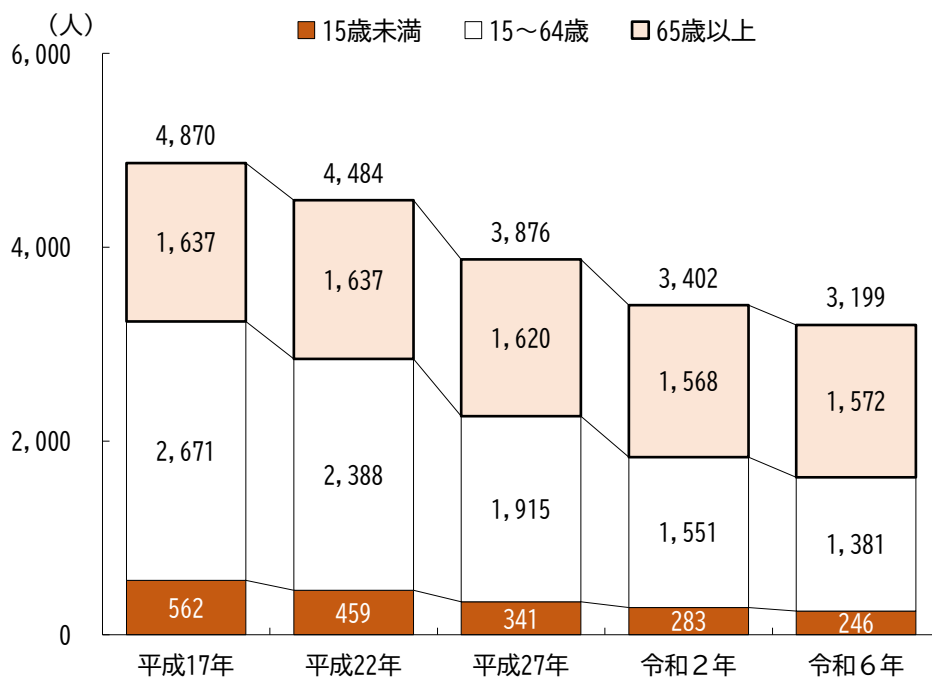


資料：住民基本台帳（令和6年10月1日現在）

国勢調査による本町の人口の推移をみると、総人口は一貫して減少傾向にあります。内訳をみると、15歳未満である年少人口及び15～64歳である生産年齢人口は減少傾向にありますが、65歳以上の老年人口は令和2年から概ね横ばいで推移しています。

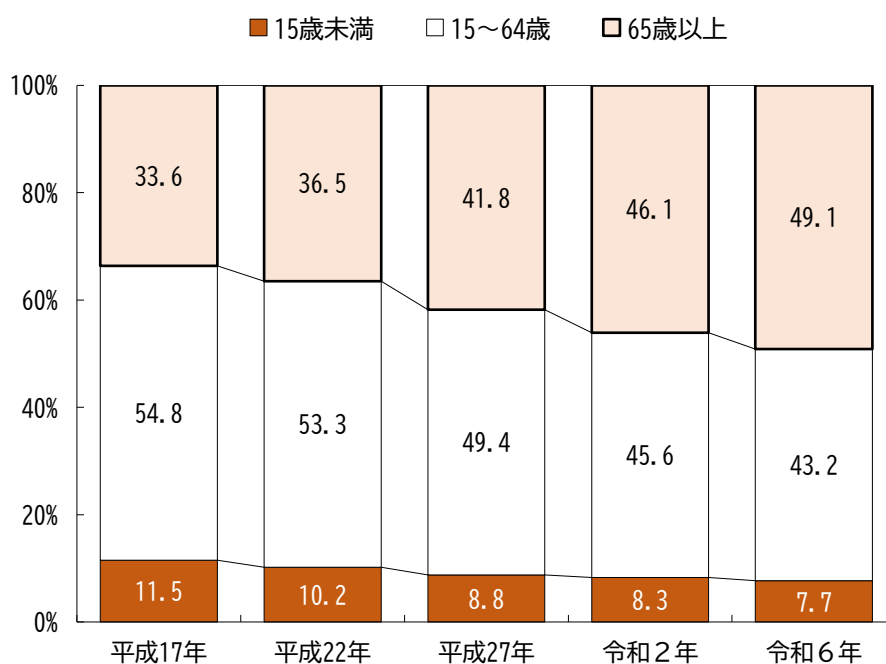
年齢3区別の人口割合をみると、少子高齢化は進行しており、平成17年から令和6年までの期間で高齢化率は15.5ポイント上昇しています。

図表 2 年齢3区分の人口推移



資料：国勢調査、令和6年は住民基本台帳（令和6年10月1日現在）

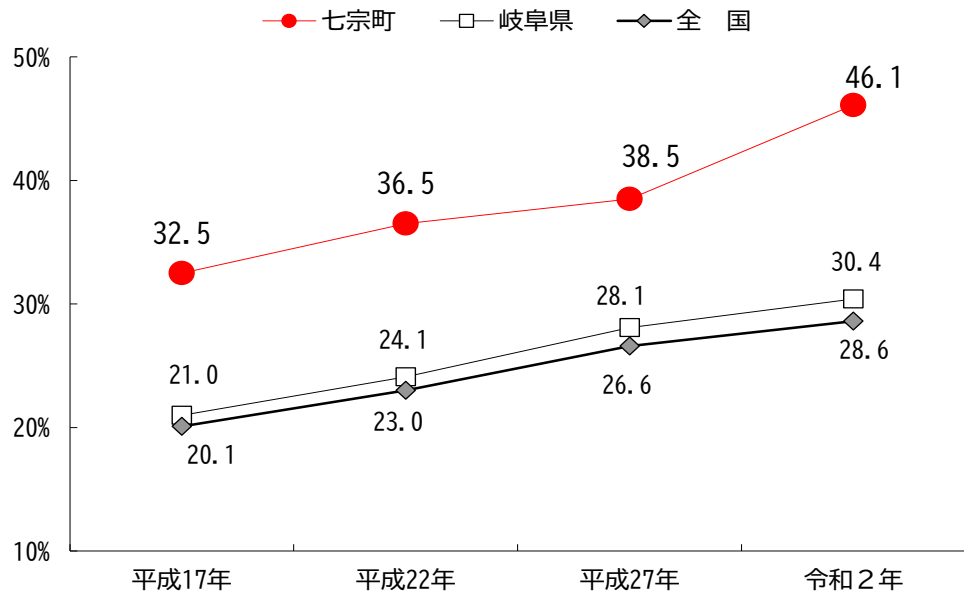
図表 3 年齢3区分の人口割合の推移



資料：国勢調査、令和6年は住民基本台帳（令和6年10月1日現在）

本町の高齢化率は、高い水準で推移しています。令和２年でみると、岐阜県（30.4%）、全国（28.6%）と比較して大幅に高くなっています。

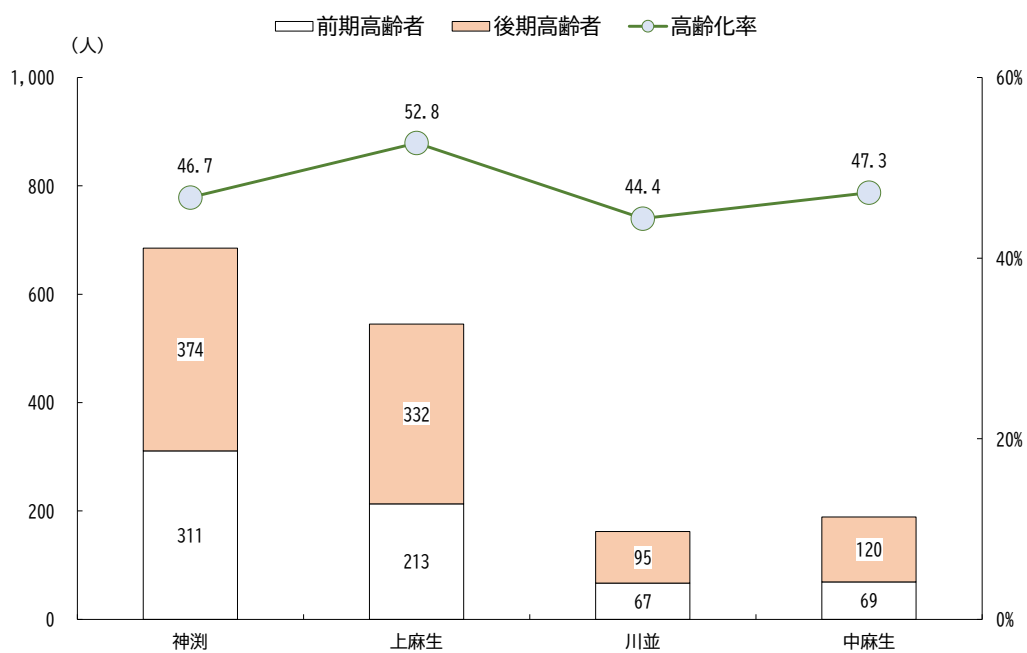
図表 4 高齢化率の推移



資料：国勢調査

地区別に高齢化の状況をみると、上麻生で 52.8%となっており、高齢化率が最も低い川並（44.4%）と比較して 8.4 ポイントの差があることが分かります。

図表 5 地区別高齢者人口及び高齢化率



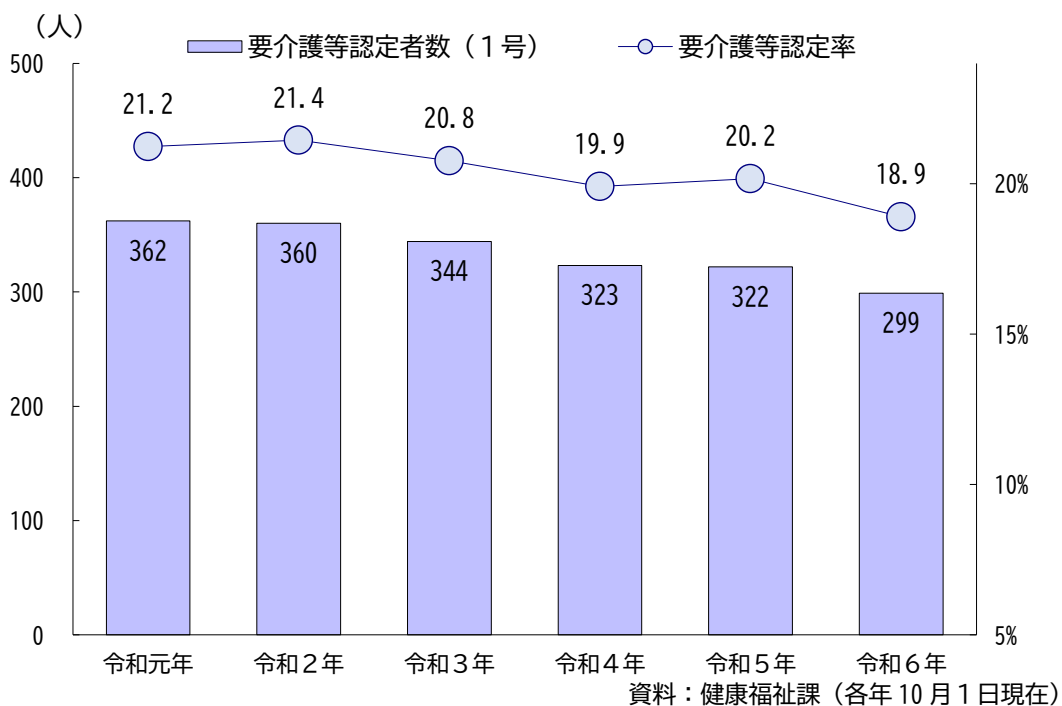
資料：住民基本台帳（令和 6 年 10 月 1 日現在）

(2)要介護認定者の状況

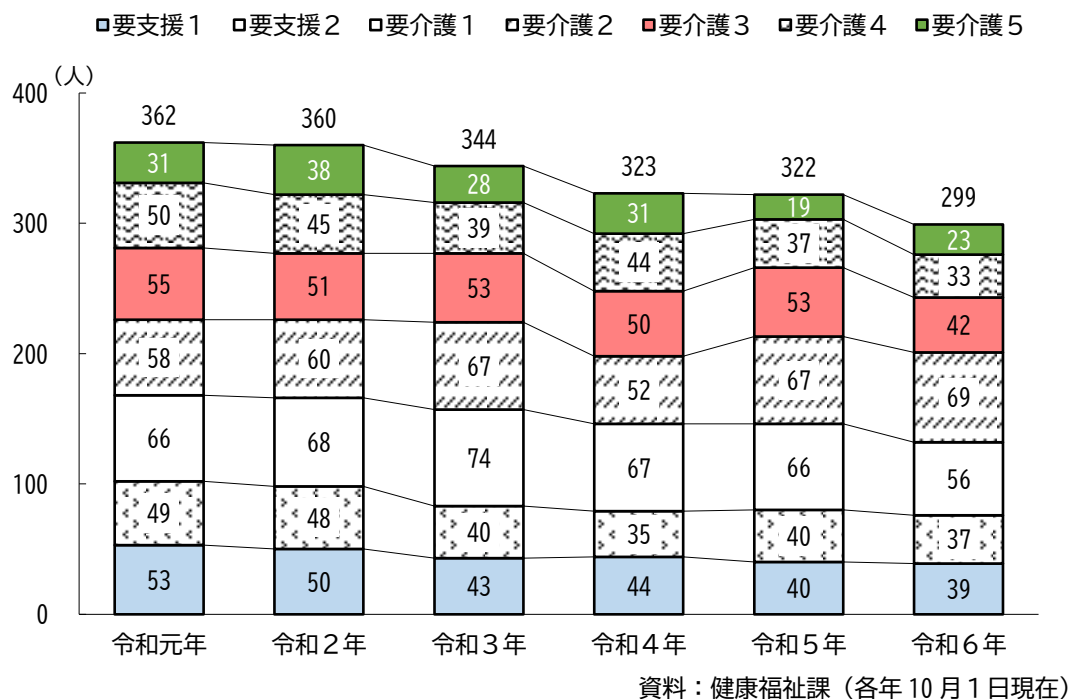
本町における 65 歳以上の要介護認定者数及び要介護認定率（第 1 号被保険者数に対する要介護認定者数の割合）の推移をみると、要介護認定者数は緩やかな減少傾向にあり、令和 6 年には 299 人まで減少しています。また、要介護認定率は増減があるものの、令和 6 年をみると 18.9%まで低下しています。

要介護度別の認定者数の推移をみると、概ね減少傾向にありますが、「要介護 2」は令和元年と比較すると 11 人の増加となっています。

図表 6 要介護等認定者数及び要介護等認定率の推移



図表 7 要介護度別認定者数の推移

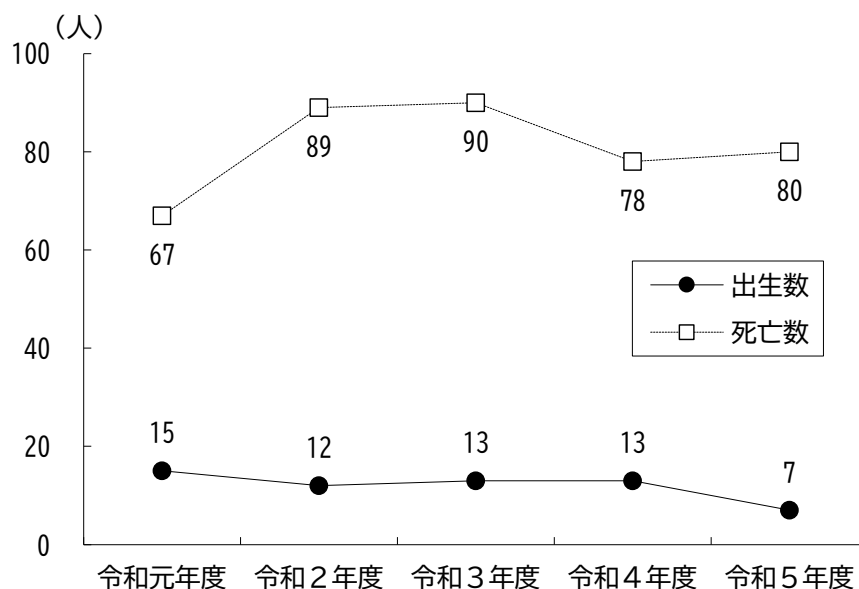


(3)自然動態及び社会動態

本町の出生数は、多少の増減はあるものの年々減少傾向にあり、令和5年度は7人となっています。死亡数に関しては、年度ごとに多少違いはありますが、令和元年と比較すると増加しています。

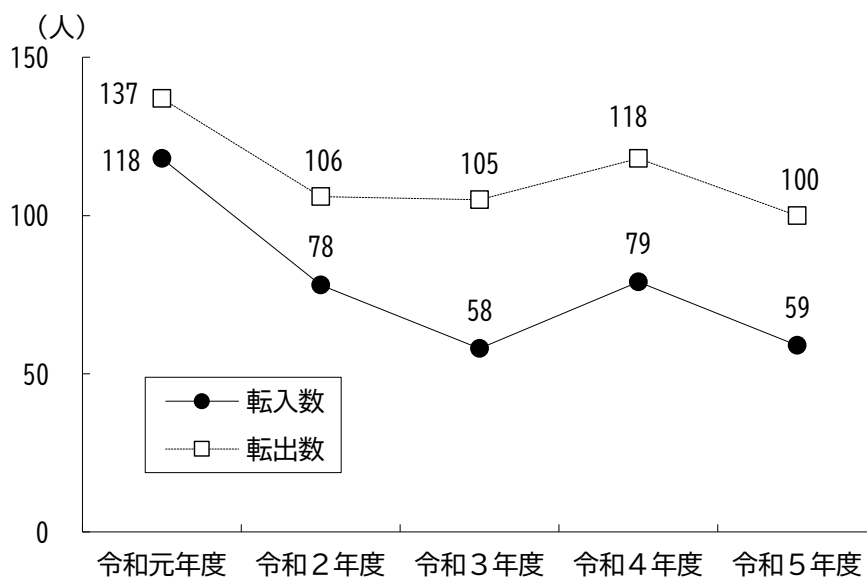
転入と転出に関しては、一貫して転出数が転入数を上回っています。

図表 8 出生数及び死亡数の推移



資料：住民基本台帳（各年度3月末現在）

図表 9 転入数及び転出数の推移

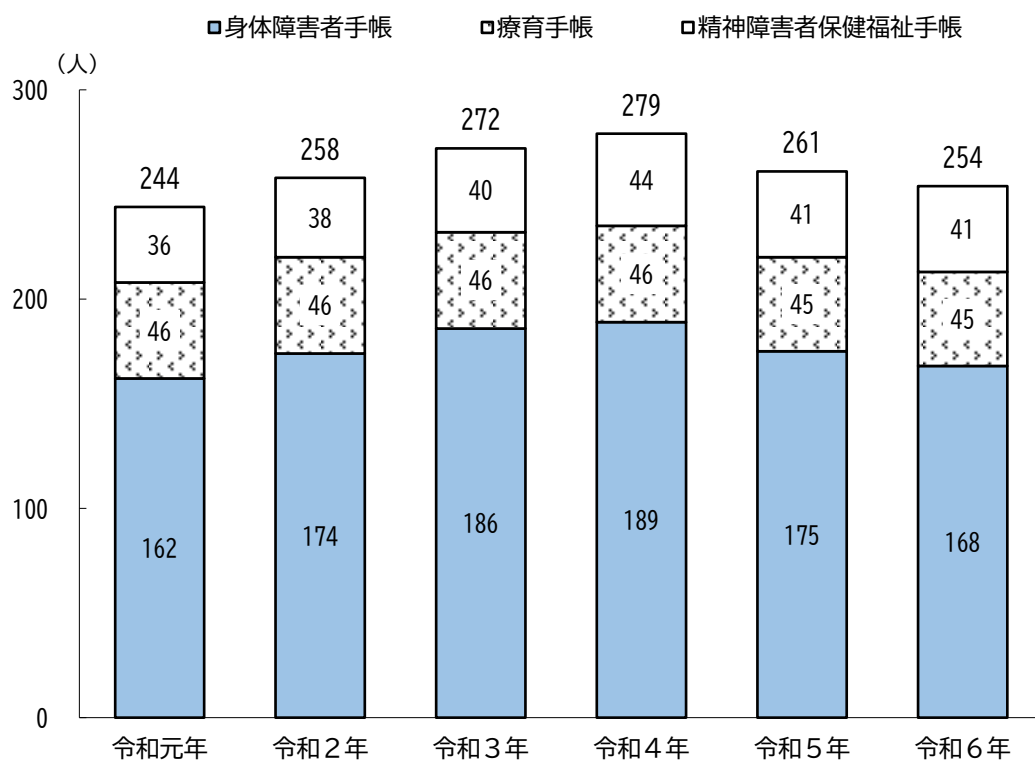


資料：住民基本台帳（各年度3月末現在）

(4)障がい者の状況

本町の障害者手帳所持者数は、令和4年までは増加傾向でしたが、令和5年以降は減少傾向にあります。内訳をみると、療育手帳所持者数は概ね横ばいで推移していますが、増加傾向にあった身体障害者手帳所持者数と精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和5年以降いずれも減少に転じています。

図表 10 障害者手帳所持者等の推移

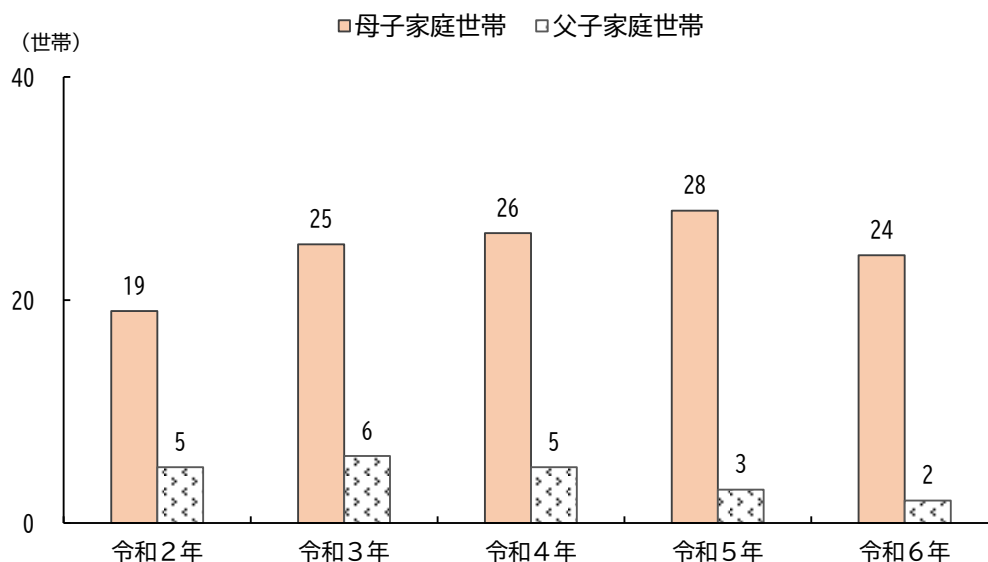


資料：健康福祉課（各年10月1日現在）

(5)ひとり親家庭の状況

ひとり親家庭の世帯数の状況をみると、母子家庭世帯数は令和5年にかけて増加傾向でしたが令和6年は減少しています。一方、父子家庭世帯数は減少傾向となっています。

図表 11 ひとり親家庭数の推移

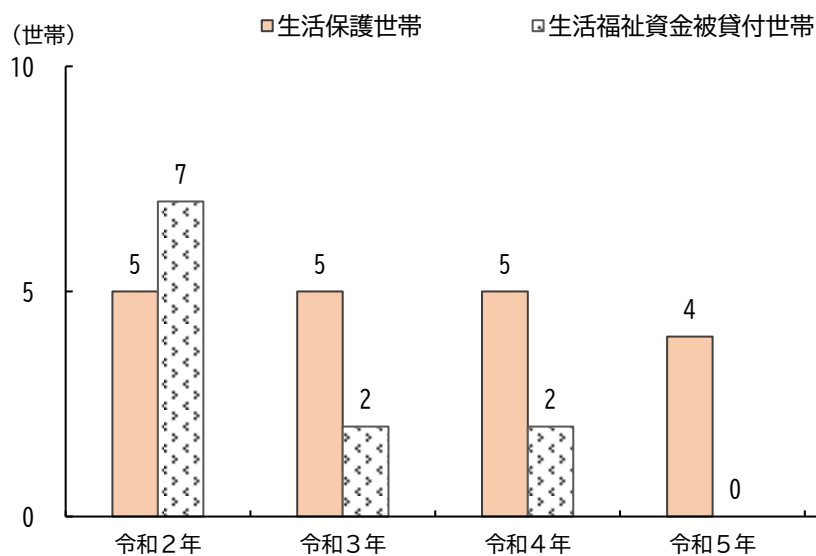


資料：健康福祉課（各年10月1日現在）

(6)経済的支援対象者の状況

経済的支援対象者数の状況をみると、生活保護世帯数と生活福祉資金被貸付世帯数のそれぞれで減少しています。

図表 12 経済的支援対象者の推移



資料：健康福祉課・七宗町社会福祉協議会（令和6年10月1日）

(7)地域福祉推進者の状況

地域福祉推進者の状況をみると、ボランティア個人数（町社協登録）とボランティア団体数（町社協登録）は減少しています。

図表 13 地域福祉推進者の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
ボランティア個人 （町社協登録）	4	4	3	4	1
ボランティア団体 （町社協登録）	17	16	18	15	15
民生委員児童委員	16	16	16	16	16
主任児童委員	2	2	2	2	2
NPO法人数	1	1	1	1	1

資料：健康福祉課・七宗町社会福祉協議会（令和6年10月1日現在）

図表 14 地区別民生委員児童委員数

	神湊	上麻生	計
委員数	8	8	16

資料：健康福祉課（令和6年10月1日現在）

(8)福寿会の状況

福寿会は令和6年で、9団体、会員数399人となっています。

図表 15 地区別の状況

	神湊	上麻生	計
団体数	5	4	9
会員数	178	221	399

資料：健康福祉課（令和6年10月1日現在）



第3章 前期計画の振り返り



第3章 前期計画の振り返り

地域福祉の推進は、本町の地域福祉活動を活性化することにあります。したがって、単に目標の達成ではなく、地域の福祉活動及び地域の活性化が重要であると考えます。

そこで、振り返りもこの目標を達成する一つの手段と考え、評価手法よりも地域の活性化につながる活動に視点を置いています。

福祉活動の活性化は、地域活動当事者や関係者の活動意欲によって生み出されるものであり、この振り返りが活動に関わる皆様にとっての活力となり、また、本町の地域福祉の発展につながることを目指しています。

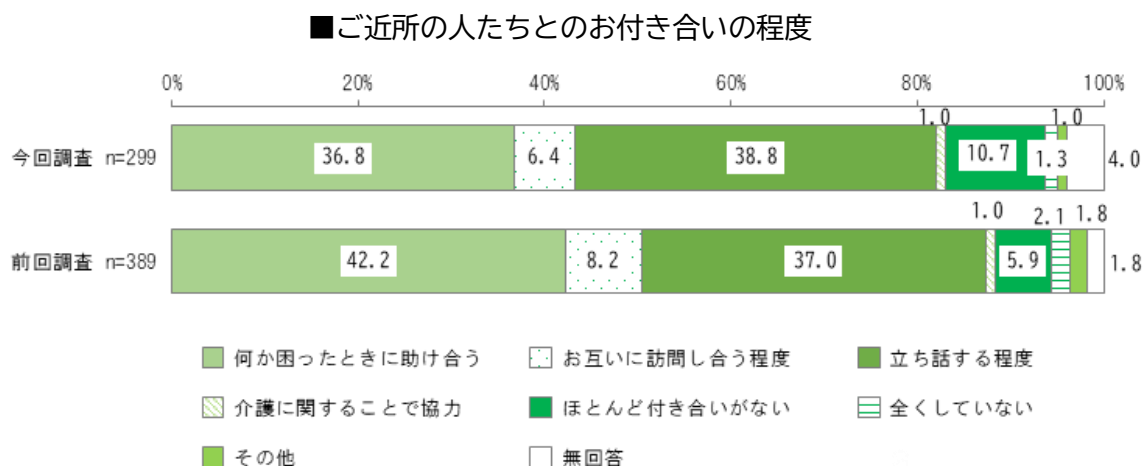
基本目標1 住民主体による福祉のまちづくり

(1)交流の促進

アンケート結果では、近所の人たちとの付き合いの程度について、「何か困ったときに助ける」（36.8％）と回答した人の割合が前回調査と比較して5.4ポイント減少しています。また、「ほとんど付き合いがない」（10.7％）と回答した人の割合は4.8ポイント増加しており、少しずつではありますが、近所付き合いの希薄化が本町でも進行していることが考えられます。

また、全国的な傾向として、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化したことにより、いわゆる「新しい生活様式」が定着したことで、人間関係の希薄化を招いている現状もあります。

近所付き合いの希薄化は、支援を必要とする人や不安を抱える人への気付きをより一層難しくする事が懸念されます。近所付き合いの程度は年代や性別、ライフスタイルなどにより様々ですが、地域の実情を住民同士が把握し、困った時などに身近な地域で助け会える環境づくりを目指していく必要があります。



●● 七宗町・社会福祉協議会の取組 ●●

生活支援ボランティアコーディネート事業（ちょこっとサポーター）

地域住民が相互に助け合い、介護保険のホームヘルパーなど公的制度では対応出来ない暮らしのちょっとした困り事を、ボランティアとして引き受けることで、「お互い様の精神による支え合いのまちづくり」を目的に実施しています。

【活動内容】

一人暮らし高齢者の方や障がいのある方の、ちょっとした困りごとを解決するため、「ちょこっとサポーター」という名称で活動しています。活動内容としてはリサイクルごみの分別やゴミ出し、買い物代行、掃除、草取り、話し相手等、その活動は多岐に渡り、支援を必要とする方の生活に寄り添った活動です。

住民相互の助け合い体制構築のため、担い手である「ちょこっとサポーター」養成を目的とした研修会を開催し、サポーターの人材育成や啓発活動を行っています。

■ちょこっとサポーター活動



■生活支援ボランティア（ちょこっとサポーター）研修会



子どもの居場所づくり「ひまわりクラブ」(学習支援事業)

町内の小中学生を対象に、学習支援を実施し、日ごろの学習習慣の形成や学力の向上、進学の支援等を図るとともに、「子どもの居場所」の提供を通じて、子どもの自尊感情を育み、日常生活習慣の形成や社会性の育成も行うことを目的として実施しています。

【活動内容】

夏休み期間を利用し、子どもたちの新しい居場所の一つとして「ひまわりクラブ」を実施しています。民生委員・児童委員さんや学習支援ボランティアさんなど多くの方に協力していただき、学習や工作体験、福祉体験ボランティア等、子どもたちの学びの場として事業を実施しています。

この事業は、将来教員や保育士、福祉職を目指している学生さん、また、元教員などボランティアさんのお力添えで成り立っています。夏休み中の期間を利用した「子どもの学習支援教室」は、宿題や勉強を教えてもらうだけでなく、一緒に遊んでくれるボランティアさんとの関りを深める経験によって、これからを担う子どもたちや若い層に対して育った地域での福祉意識を働きかけるきっかけとなることも期待されます。

■ひまわりクラブ



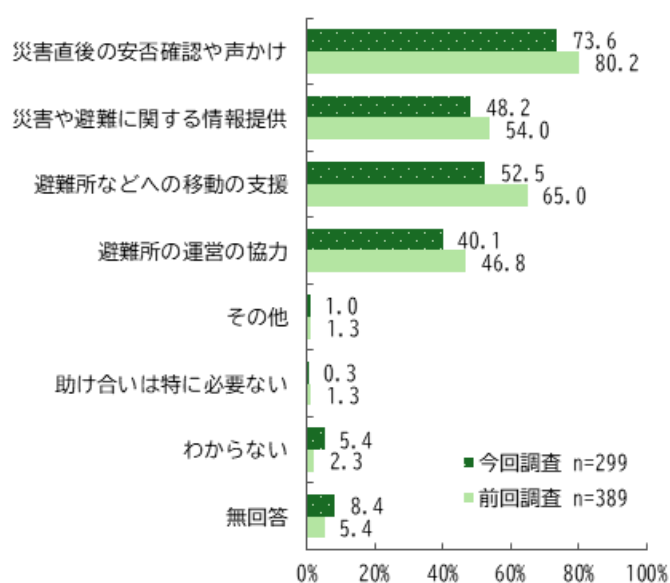
(2)安全・防犯体制の整備

アンケート結果では、災害の際に必要な助け合いについて、「災害直後の安否確認や声かけ」(73.6%)と回答した人が前回同様最も多くなっています。災害時への備えとしては、個人での備えも重要ですが、地域での日頃からの声かけを行い、つながりを構築しておくことも重要です。

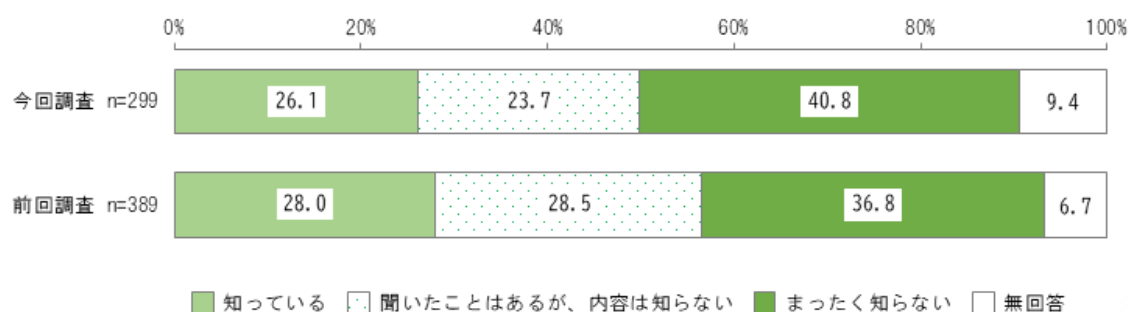
また、災害時避難行動要支援者名簿や制度については「まったく知らない」(40.8%)が前回調査と比較して4.0ポイント増加しています。

災害発生時等、避難する際に支援を要する人に適切な支援を行うことができるよう、要支援者の把握や個別支援への対応策をより一層充実させていく必要があります。

■災害の際に必要な助け合い



■災害時避難行動要支援者名簿と制度の認知度



●● 七宗町・社会福祉協議会の取組 ●●

避難行動要支援者名簿の更新

個別避難計画の作成

避難行動要支援者システムの導入

道路の防犯カメラ・河川の防災カメラの設置

七宗町個別支援計画の更新として災害に対する備えについて推進してきました。

【活動内容】

避難行動要支援者システムを導入し、障害者手帳・介護認定情報・住民記録の変更等最新の情報を把握し避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画（旧個別支援計画）の作成を推進しました。

また、安心安全な防災に強いまちづくりの推進のため町内12ヶ所に河川監視カメラを導入しました。スマートフォンやパソコンなどの端末から河川の状況を確認することができるようになり、豪雨や洪水時の安全・確実な避難等、適切な避難行動に役立てていただけるよう整備しています。併せて、町のホームページには県の防災情報として、川の水位情報や土砂災害警戒情報を掲載して避難情報の目安としています。

■河川の防災カメラの設置箇所

地区名	箇所名	地区名	箇所名
大塚	大塚橋付近	奥田	奥田営農組合付近
飯高	飯高橋付近	下八日市	丸平商店付近
中麻生上	日本最古の石博物館付近	間見	段橋付近
室兼	室兼橋付近	大崎	暗渠前バス停付近
寺洞	葉津口バス停付近	葛屋	葛屋公民館付近
杉洞	杉洞川橋付近	葉津	春日神社付近

災害ボランティアセンター立ち上げ事業

災害ボランティアセンター立ち上げ訓練を実施するとともに、防災備蓄品の確保、管理を徹底し、有事の際に円滑的な実施ができるよう、職員の役割分担、役割内でのリーダーの育成、連絡体制の確保等の取組を行っています。

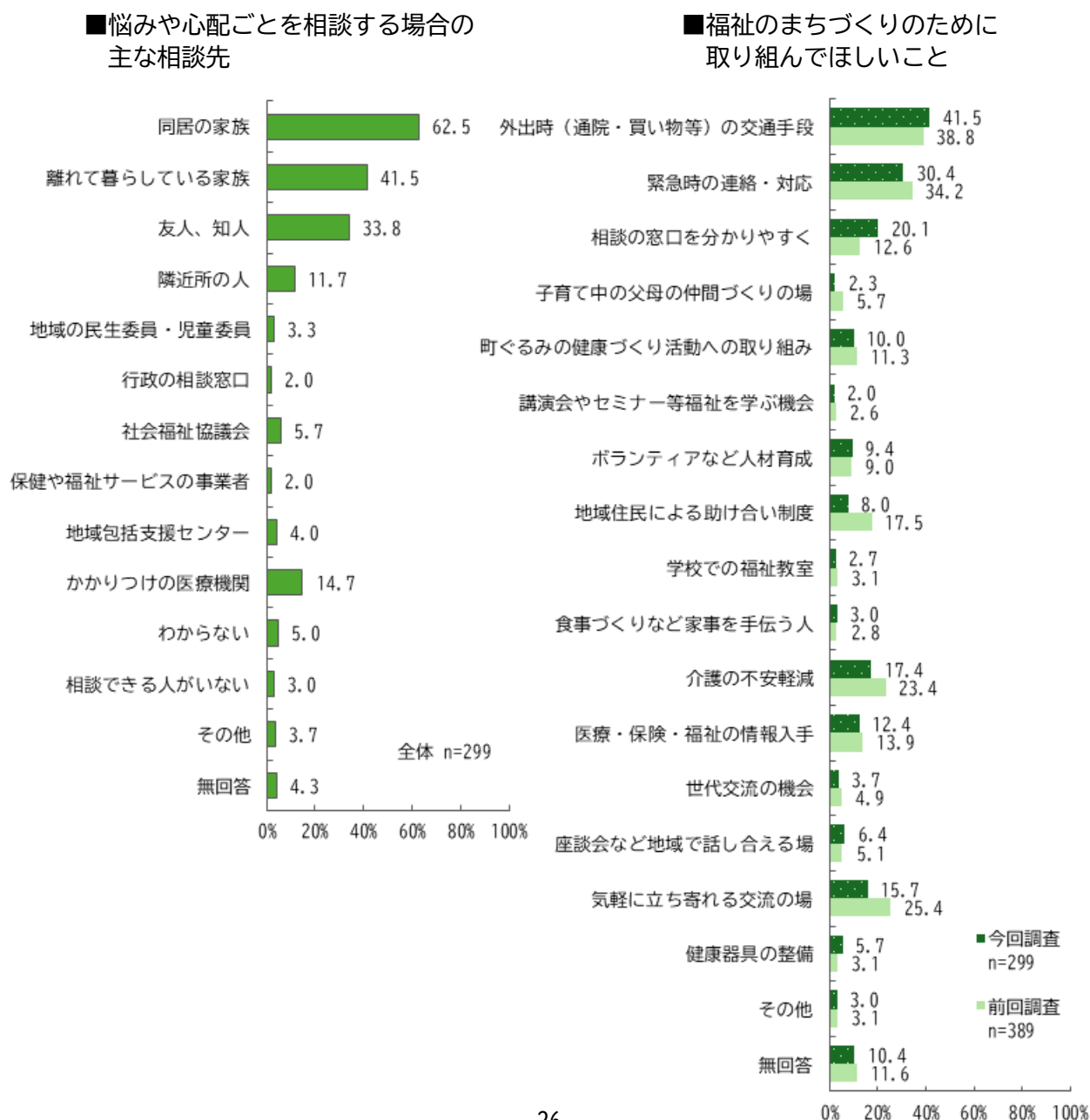
基本目標2 さまざまなサービスが利用しやすい仕組みづくり

(1)総合相談体制の整備

アンケート結果では、悩みや心配ごとを相談する場合の主な相談先として、「同居の家族」(62.5%)、「離れて暮らしている家族」(41.5%)の回答が多くなっています。一方で、「行政の相談窓口」や「地域包括支援センター」等の公的機関の回答は少なくなっており、相談先の多くは家族・親族に依存していることが分かります。

また、福祉のまちづくりのために取り組んでほしいことについて、「相談の窓口を分かりやすく」との回答が20.1%となっており、各種相談窓口に相談をしたくても、どこに相談すればよいか分からずに、相談ができていない人が一定数いることが考えられます。

今後、高齢化や核家族化の進行に伴い、相談する相手がいない状況から、孤立や引きこもり等につながってしまうリスクも考えられるため、利用できる相談先の周知活動や、公的機関での相談受け入れ態勢をより一層充実していくことが重要です。



●● 七宗町・社会福祉協議会の取組 ●●

健康福祉課を設置し、福祉、介護（地域包括支援センター）、健康部門を一元化町の取組として、各相談事業の効率的な実施を推進してきました。

【活動内容】

地域にはいろいろな課題があります。困ったとき、福祉をはじめさまざまな公的サービスを利用したいとき、「誰に、どこに相談すればいいのか分からない」方も少なくありません。

住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、令和4年より生きがい健康センター内に健康福祉課を設置しました。これにより、福祉部門・介護部門・健康部門・地域包括支援センターが一元化され、切れ目のない支援を受けられる仕組みづくりを行っています。

生活困窮者食糧支援事業の実施

広報等を活用し、食品ロスの削減や食品等の有効利用のため、地域の方々に家庭で余っている食品の寄付を募り、寄付いただいた食品を生活困窮世帯へ配布しています。

【活動内容】

七宗町社会福祉協議会では、様々な理由で食べ物に困っている方や生活に困窮している相談者に対して、地域で自立した生活が送れるように食糧支援を行っています。

地域の方々からのご寄付や、岐阜県社会福祉協議会からの寄付、共同募金事業等の財源を活用させていただき、困窮世帯への支援を実施しています。

昨今、感染症の影響により地域とのつながりがさらに希薄化していることが懸念されており、生活困窮者が孤立しないような取組が求められています。

■食糧支援品



■玄米保冷库

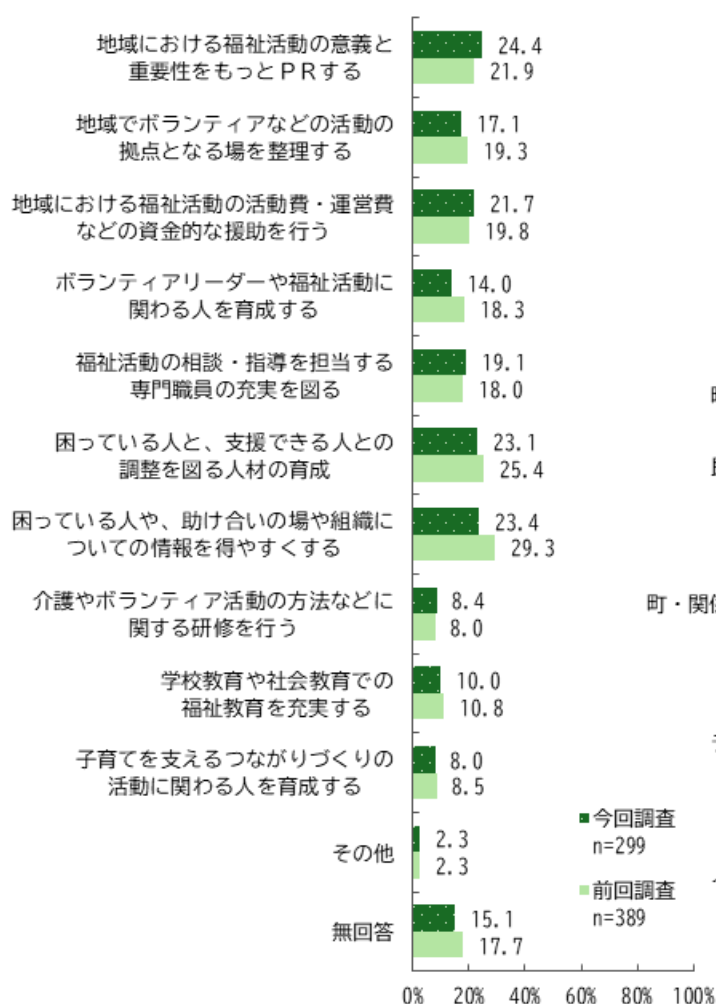


(2)情報提供の充実

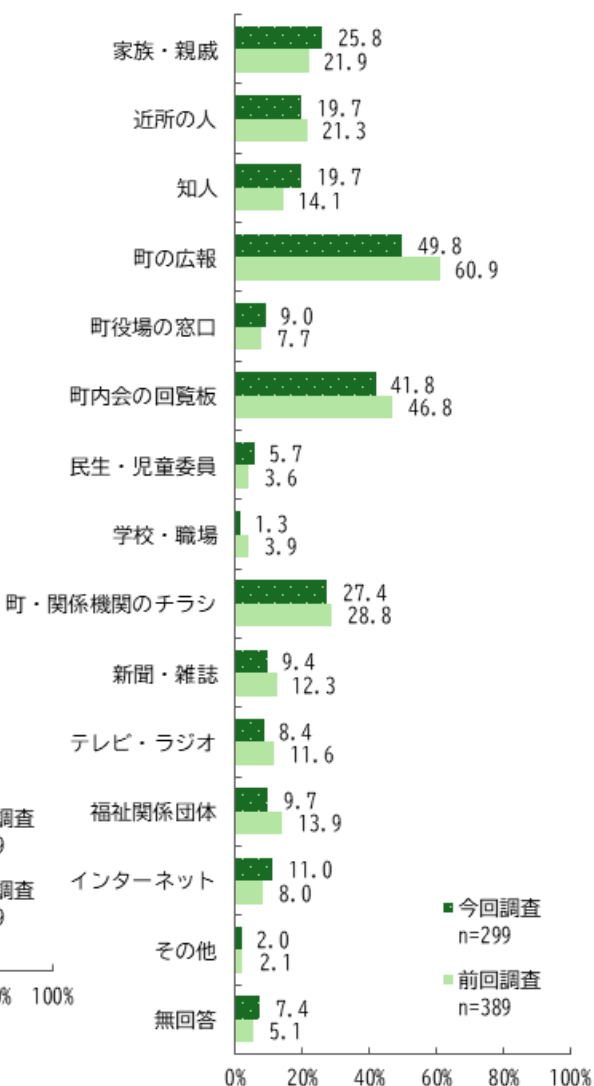
アンケート結果では、地域における助け合い、支え合い活動を活発にするために重要なことについて、「地域における福祉活動の意義と重要性をもっとPRする」(24.4%)が最も高く、次いで「困っている人や、助け合いの場や組織についての情報を得やすくする」(23.4%)となっています。また、福祉サービス情報の入手先は、「町の広報」(49.8%)、「町内会の回覧板」(41.8%)、「町・関係機関のチラシ」(27.4%)が上位に挙がり、前回調査同様に紙媒体が主な情報の入手方法となっていることが分かります。各活動の紹介や様々な支え合いの場の情報を、住民に広く提供できるような仕組みを構築することが重要です。

また、情報の入手方法は年代によって大きく異なる可能性があります。多様な年代の人が情報を得やすいよう様々な媒体を通して情報発信を行っていくことが必要です。

■地域における助け合い、支え合い活動を
活発にするために重要なこと



■福祉サービス情報の入手先



●● 七宗町・社会福祉協議会の取組 ●●

情報配信サービス「すぐメールひちそう」LINE(ライン)配信開始

情報が伝わりやすいホームページを目指してリニューアル

最新情報の提供の事業拡大に取り組んできました。

【活動内容】

役場からの各種お知らせ等暮らしに役立つ情報や気象警報、地震情報、通行止め情報など、災害等の緊急時により早く、より正確な情報を伝達するため、令和2年1月からラインで情報配信ができるように整備しました。

また、七宗町・社会福祉協議会ともに情報が伝わりやすいホームページを目指して、令和3年4月よりホームページをリニューアルしました。

■七宗町 LINE(ライン)アプリ二次元コード



■社会福祉協議会 LINE(ライン)アプリ二次元コード



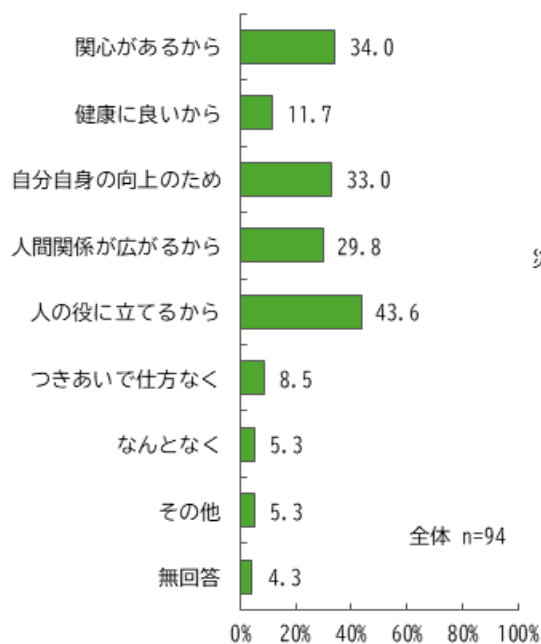
基本目標3 地域福祉推進のための組織や人づくり

(1) ボランティア活動の推進

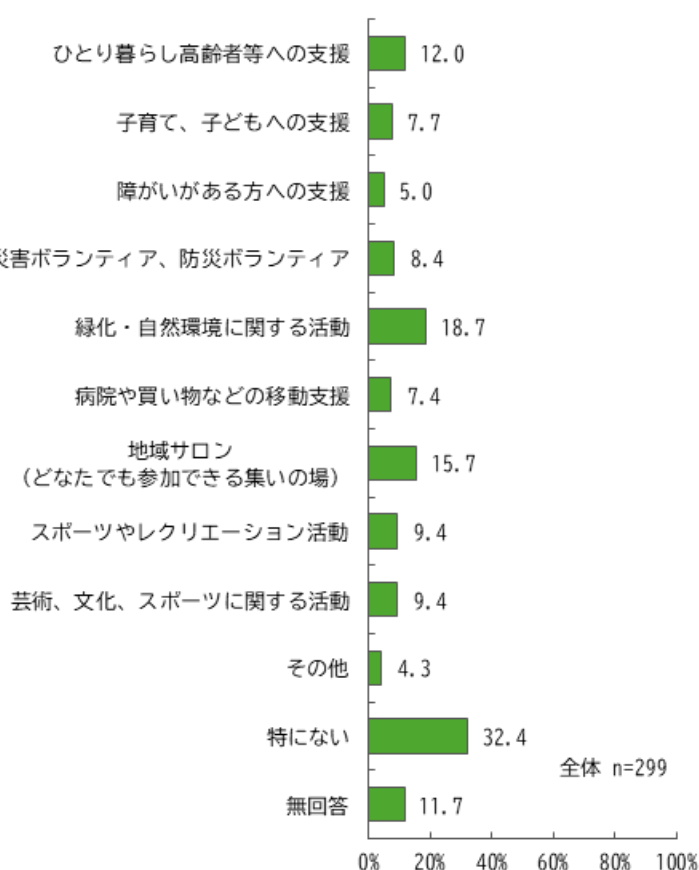
アンケート結果では、ボランティア活動に参加した理由として「人の役に立てるから」(43.6%)が最も多くあげられており、誰かのためという動機が強うかがえます。また、興味のある、または参加してみたいと思うボランティアや地域福祉活動を尋ねたところ、「緑化・自然環境に関する活動」(18.7%)、「地域サロン(どなたでも参加できる集いの場)」(15.7%)、「ひとり暮らし高齢者等への支援」(12.0%)の回答が比較的多くなっています。

本町では、今後さらなる少子化と生産年齢人口の減少が見込まれ、地域福祉の担い手不足が懸念されます。地域福祉活動を進めるためには、それを担う人が欠かせません。ボランティア活動に参加する動機は人それぞれのため、参加条件の工夫や積極的な働きかけが重要になります。参加者の活動意欲・意思を尊重し、今後もボランティア人材を含めた「地域の担い手」の発掘・育成を進めていく必要があります。

■ ボランティア活動に参加した理由



■ 興味のある、または参加してみたいと思うボランティアや地域福祉活動



●● 七宗町・社会福祉協議会の取組 ●●

地区サロンの推進

ふれあいいきいきサロンの推進

公民館カフェの実施

高齢者等の閉じこもり予防等を目的として、集会所等を利用したサロンを開催しています。また、新たな地域の拠点づくりを目的に、住民に気軽に集まっていただく機会を確保するため公民館を拠点として利用し、交流の場として活用しています。

日赤奉仕団への支援

日赤社資の募集事業、災害時の炊き出し訓練の実施等、日赤救護活動支援などを行っています。

【活動内容】

定期的にハイゼックス（炊飯袋）を使用した災害時の炊き出し訓練を実施しています。

災害時での備えや心構えにつながっていくことも、炊き出し訓練が持つ大事な役割です。

いざという時のために、日ごろから訓練を行うことが重要となるため、今後も継続して事業実施に努める必要があります。

■炊き出し訓練





第4章 計画の基本的な考え方



第4章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

これまで「地域福祉計画」と、その実行のために住民の活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」は、相互に重要な役割を果たす、いわば車の両輪として、住民主体の地域福祉のまちづくりを推進してきました。

本町では、少子高齢化や老老介護、生活困窮者など地域生活課題の複雑化により、今後、より一層地域福祉の重要性が高まることが見込まれます。そのため、行政と町社協がこれまで以上に綿密に連携し、相互に補完しながら、さまざまな福祉施策をより積極的に進めていくことが求められます。

地域の課題に住民自らが気づき、関係する組織や行政等と一緒に支え合い、力を合わせて課題を解決していけるよう、地域のつながりを高めていくことが必要です。

このような状況を踏まえ、本計画では従来の両計画を一本化し、支援を必要とする人に気づき、地域のあらゆる人が出会い、つながりながら、健やかで安心して暮らせる福祉のまちづくりの実現を目指します。

[基本理念]

地域で「つながり」を感じ、安心して暮らせるまち “ひちそう”



2. 計画の体系

「(基本理念)」の実現に向けて、第5期計画では、これまでの取組の成果や社会情勢、住民ニーズ等を踏まえ、以下の4つの基本目標を設定します。

基本理念

地域で「つながり」を感じ、安心して暮らせるまち“ひちそう”

基本目標1 みんなで支え合い、共に生きる地域づくり

自立と支え合いに向けて、地域の仲間づくりを進めるとともに、住民が困ったときに助け合うことのできる仕組みをつくりまします。

- (1) 地域における支え合いや支援の強化
- (2) 交流の促進
- (3) 健康・生きがいづくりの推進

基本目標2 さまざまなサービスが利用しやすい仕組みづくり

誰もが安心してサービスを利用できるよう、適切な手段での情報提供を行い、すべての人々の権利が尊重される体制の充実を図ります。

- (1) 総合相談体制の充実
- (2) 情報提供の充実
- (3) 福祉サービスの充実

基本目標3 地域福祉推進のための組織や人づくり

地域づくりに意欲を持った人材を育成するための仕組みをつくるとともに、福祉を支援するネットワークを強化し、町の福祉を支えるちからの充実を目指します。

- (1) ボランティア活動の推進
- (2) 地域活動の担い手の育成と学ぶ機会の充実

基本目標4 誰もが安心して暮らせる地域づくり

住民一人ひとりが安心して暮らせるよう、その必要な仕組みを住民と行政・町社協が連携してつくります。

- (1) 災害に対する備えと防犯体制の整備の強化
- (2) 地域ぐるみの見守り体制の充実
- (3) 安心できる生活を支える仕組みの整備

3. 本計画と SDGs の関連

SDGs は、Sustainable Development Goals の略で、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された 2030 年を期限とする 17 のゴール（目標）と 169 のターゲット（目標のために実現させること、取組）、232 の指標から構成されるものです。

本計画においては、各基本目標に関連する SDGs のアイコンを明示することで、計画の内容が SDGs のどの分野に該当するのかが分かりやすくなるよう配慮しました。

<SDGs の 17 のゴール>



資料：国際連合広報センター

4.「自助」「互助」「共助」「公助」の視点

地域福祉活動を進めるには、公的サービスが整備されるだけでなく、「お互いさま」の気持ちに立ち、地域での助け合いが必要です。

福祉サービスを受ける人も含め、住民自らができる自身の生活課題を解決する力（自助）、互いが解決し合う力（互助）、地域住民が協力して行うことや事業者・行政が関与すること（共助）、そして、自助・互助・共助では対応できない課題に対し、行政が主体的に行う生活保障などの社会福祉制度（公助）の役割を活かし、安心して暮らせるまちづくりを進めることが重要です。

本町では、地域の視点から保健・医療・福祉等の必要な施策を明確にし、課題解決に向けた取組を推進することで、協働による福祉のまちづくりを目指します。

<本計画における「自助・互助・共助・公助」の考え方>





第5章 基本施策の展開



第5章 基本施策の展開

1. 取組と役割分担

基本目標1 みんなで支え合い、共に生きる地域づくり



(1)地域における支え合いや支援の強化

【現状と課題】

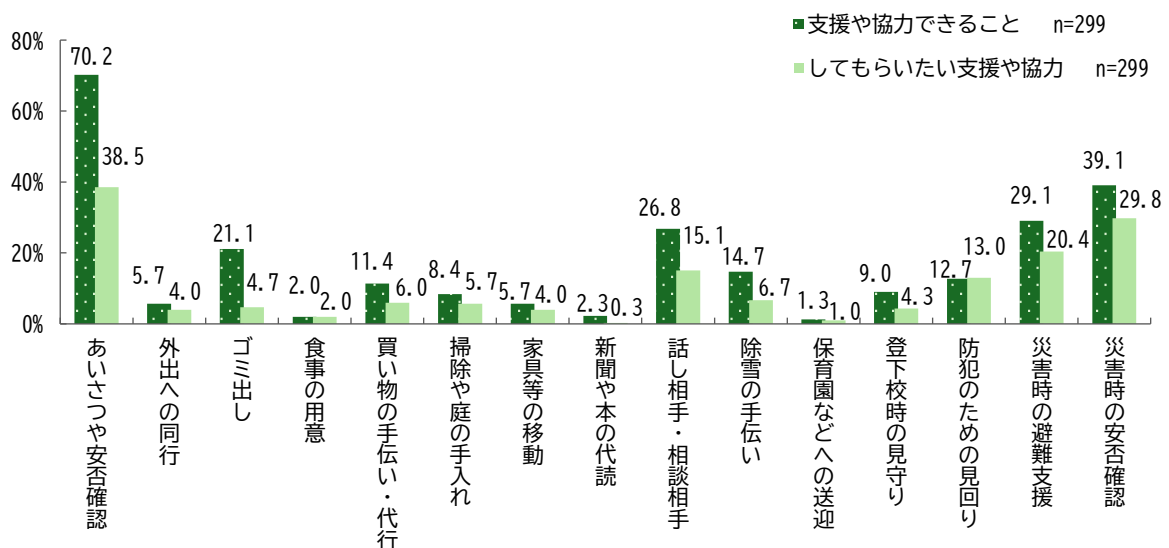
高齢者、障がい者、生活に困窮する人など、地域にはさまざまな困りごとや生きづらさを抱える人がいます。そうした支援を必要とする人を見守り、支え合っていくことが地域社会に求められています。

アンケート調査では、地域で支援してもらいたいこととして「あいさつや安否確認」が38.5%、「災害時の安否確認」が29.8%となっており、安否確認を求める声が多く寄せられています。

一方で、支援や協力できることについては、「あいさつや安否確認」(70.2%)、「災害時の安否確認」(39.1%)がニーズを大きく上回り、支援が必要な人を地域で支えることができる可能性の高さがうかがえます。

誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるよう、「支援される側」と「支援する側」がつながる取組を進めることが重要です。

■地域での支援や協力について



一人ひとりが取り組むこと・地域みんなが取り組むこと（自助・共助）

- 日頃から近所でのコミュニケーションを意識し、気軽に相談できる関係を築きます。
- 困りごとや悩みを抱えている人に対し、声かけや見守る気持ちを大切にします。
- 一人ひとりが助け合い・支え合いの精神による地域の担い手であることを意識します。

行政が取り組むこと（公助）

No.	項目	取組の内容
行 - 1	見守り活動の推進	一人暮らしの高齢者やその他支援が必要な方に対して、地域・自治会・社会福祉協議会・事業者等との連携強化を推進します。
行 - 2	民生委員児童委員の見守り活動のサポート体制の強化	民生委員児童委員と連携した地域支援ネットワークの構築を図ることで、迅速な課題発見に努めます。

社会福祉協議会が取り組むこと（互助・共助）

No.	項目	取組の内容
社 - 1	各種福祉団体との連携	民生委員児童委員、住民参加団体との継続的な連携を図ります。
社 - 2	小地域ネットワーク活動の推進	地域の福祉課題について、関係機関との連携をはかりつつ地域活動を推進します。
社 - 3	共同募金配分事業・歳末たすけあい援護事業	共同募金の配分金によって、事業を実施します。

■共同募金活動



(2)交流の促進

【現状と課題】

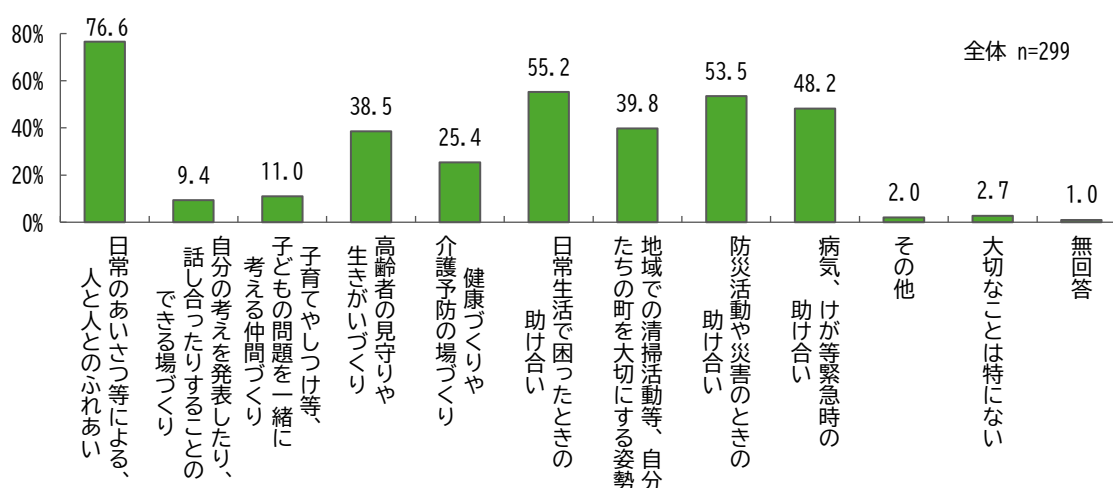
地域の生活課題を発見するためには、お互いに顔の見える環境づくりが必要です。近所の人と積極的にあいさつや声かけを行い、自治会や子ども会等の活動を通じて、身近な地域で多くの人と交流することが大切です。

アンケート調査では、ご近所付き合いや地域社会との関わりにおいて大切になると思うこととして、7割を超える人が「日常のあいさつ等による、人と人とのふれあい」と回答しています。また、知っている福祉活動としては、「地域で行う様々な福祉活動や、見守り・支え合い活動の支援」「地域で行う介護予防」が64.5%と高い割合を占めています。

こうした活動への参加を機縁に、人と人とがふれあい、助け合いの関係を築いていくことにつながっていきます。

スマートフォンやインターネットが普及する現代において、ICT（情報通信技術）を活用した新たな交流のあり方を模索することも重要です。

■ご近所付き合いや地域社会との関わりにおいて大切になると思うこと



■社会福祉協議会の福祉活動で知っている活動

	全体 n=299
地域で行う様々な福祉活動や、見守り・支え合い活動の支援（ふれあい訪問活動・福祉委員の見守り訪問活動、ふくしまつり）	64.5
地域で行う介護予防（いきいきサロン・公民館カフェ・茶話会・サロンどかぶちマート）	64.5
移動支援・生活支援に関すること（福祉バス・生活支援バス・ちょこっとサポーター・絆サポート号貸出し・移送サービス）	62.2
ボランティア活動に関すること（災害ボランティアセンターの運営、ボランティア活動啓発）	16.7
生活にお困りの方への相談支援、生活困窮者緊急食料支援事業、福祉資金相談・貸付	22.7
日常生活自立支援事業における福祉サービス利用援助、金銭・財産管理	12.4
福祉団体への活動費の助成	15.4
介護保険に関すること（居宅介護支援事業所【ケアプランの作成】・デイサービス事業・ホームヘルプ事業）	47.2
障がいをお持ちの方への支援（日中一時支援事業）	17.4
共同募金・歳末助け合い募金活動に関すること	50.2
学習支援事業（ひまわりクラブ）	13.4
無料法律相談・心配ごと相談・結婚相談所	52.2
無回答	12.4

一人ひとりが取り組むこと・地域みんなが取り組むこと（自助・共助）

- 隣近所の人と積極的にあいさつを交わすなど、身近な交流を大切にします。
- 地域行事や交流活動に積極的に参加し、地域での話し合いの場に参加します。
- 町や社協などが実施する活動に、家族や隣近所の人、友人、知人と誘い合って参加します。

行政が取り組むこと（公助）

No.	項目	取組の内容
行 - 3	地域のふれあい場所の推進	サロン活動の立ち上げの相談援助等を実施し、居場所づくりや交流事業を推進します。
行 - 4	交流の拠点の設置促進	地区公民館の新改築等に補助金を交付し、新たな拠点設置の促進に努めます。
行 - 5	公共施設等の利用促進	地区公民館やコミュニティーセンター・サンホーム等を活用することで、交流活動の場の充実を図り、地域のつながりを推進します。
行 - 6	地域力を活用した地域支援等の実施	地域のさまざまな団体等が行う活動を支援し、地域間の交流の促進や地域リーダーの育成につなげます。

社会福祉協議会が取り組むこと（互助・共助）

No.	項目	取組の内容
社 - 4	ちょこっとサポーターの啓発・養成	ちょこっとサポーターの啓発活動や、養成講座を実施します。
社 - 5	高齢者、障がい児・者等との文化・学習・スポーツ等交流の促進	高齢者、障がい児・者等が社会参加し、自己実現をはかるとともに、地域住民との交流の促進に努めます。
社 - 6	地域の居場所づくり推進事業の実施	地域の拠点づくりを目的とした、いきいきサロン、座談会を開催し、住民主体の地域づくりに向けた活動支援を実施します。

■いきいきサロン



(3)健康・生きがいづくりの推進

【現状と課題】

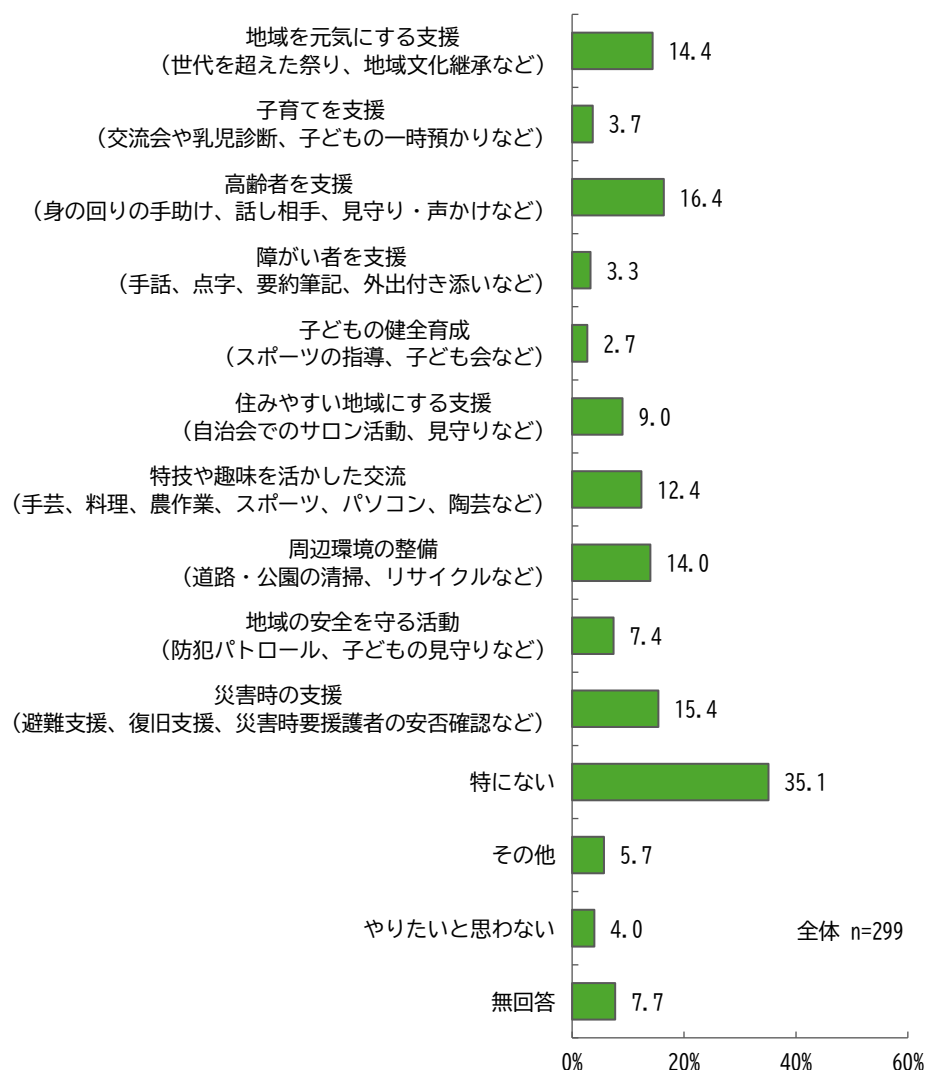
いつまでも健康で安心して暮らすためには、社会のさまざまな場に参加したり、趣味を楽しむ、適度に体を動かしたりする等、一人ひとりの自主的な健康づくりが大切です。

アンケート調査では、今後やってみたいと思う地域活動として、「高齢者を支援」「災害時の支援」「地域を元気にする支援」等が挙げられている一方で、35.1%が「特にない」と回答しています。

感染症の影響により、地域の健康づくり活動の場や機会が減少し、心身の健康状態の低下や社会的孤立の増加等が懸念されました。高齢者人口は2040年にかけて全国的に増加することが予想されており、今後、元気な高齢者は地域の支え手として重要な役割を担うことが期待されます。

健康づくりの活動は社会参加の機会となるだけでなく、暮らしに生きがいをもたらし、心身の健康にも良い影響を与えると考えられます。町民一人ひとりが個々の健康観を持ち、社会全体で心と体の健康づくりを積極的に支援する環境を整えていくことが必要です。

■今後やってみたいと思う地域活動



一人ひとりが取り組むこと・地域みんなが取り組むこと（自助・共助）

- 生活習慣病の予防や健康づくりに取り組みます。
- バランスの良い食生活を心がけ、介護予防に取り組みます。
- 健康的な食事を心がけ、栄養バランスを意識した食生活・正しい知識を身につけます。
- 運動・栄養教室などの講座に参加します。

行政が取り組むこと（公助）

No.	項目	取組の内容
行 - 7	介護予防や健康教室の開催及び支援	健康な生活の維持を目的に、運動・栄養・口腔等に関する教室等を開催及び支援をします。
行 - 8	シルバー人材センターの活用促進	高齢者自身の技術・技能の経験を活かして、地域社会との関りを持ち続けられるように促進します。

社会福祉協議会が取り組むこと（互助・共助）

No.	項目	取組の内容
社 - 7	地域福祉活動への参加支援	ちょこっとサポーター等、お互いに支え合う地域活動を支援します。
社 - 8	介護予防を目的としたサロン拠点整備	サロン拠点ではボランティアを主体とした喫茶運営とともに、介護予防を目的とした取組も併せて実施し、地域住民の介護予防の拠点整備を行います。

■サロンどかぶちマート



基本目標2 さまざまなサービスが利用しやすい仕組みづくり



(1)総合相談体制の充実

【現状と課題】

住民の「つながり」が徐々に希薄化している中で、さまざまな課題を抱える人が誰にも相談できずに孤立し、問題が深刻化してしまうケースも珍しくありません。

アンケート調査では、悩みや心配ごとを相談する場合の主な相談先として、「同居の家族」を挙げる割合が高いものの、80歳以上になると47.2%まで減少しています。また、公的機関を利用する割合は低く、「相談できる人がいない」と回答した人が一定数存在することが分かります。

独居高齢者や障がい者など、抱える悩みや課題は個々によって異なります。誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けるためには、悩みや困りごとを抱えた人を的確に把握し、地域の見守りネットワークのさらなる充実を図る等、包括的な支援体制を整えることが求められます。

また、さまざまな活動団体や活動者との交流の機会をさらに増やし、気軽に相談できる関係づくりを支援していくことも重要です。

■悩みや心配ごとを相談する場合の主な相談先

															(%)
	有効回答件数	同居の家族	離れて暮らしている家族	友人、知人	隣近所の人	地域の民生委員・児童委員	行政の相談窓口	社会福祉協議会	保健や福祉サービスの事業者	地域包括支援センター	かかりつけの医療機関	わからない	相談できる人がいない	その他	無回答
全体	299	62.5	41.5	33.8	11.7	3.3	2.0	5.7	2.0	4.0	14.7	5.0	3.0	3.7	4.3
男性	132	60.6	38.6	28.8	12.9	3.8	3.8	8.3	4.5	3.8	16.7	6.8	4.5	2.3	3.8
女性	157	65.6	43.9	38.2	10.2	3.2	0.0	3.2	0.0	3.2	13.4	3.8	1.3	4.5	4.5
29歳以下	8	37.5	0.0	12.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0	25.0
30歳代	11	90.9	9.1	27.3	0.0	0.0	0.0	18.2	0.0	0.0	27.3	9.1	0.0	9.1	0.0
40歳代	21	95.2	38.1	52.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.8	0.0	0.0	0.0
50歳代	27	66.7	37.0	51.9	7.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.4	3.7	3.7	3.7
60歳代	58	69.0	48.3	39.7	8.6	3.4	0.0	6.9	0.0	0.0	19.0	3.4	5.2	0.0	0.0
70歳代	93	62.4	44.1	37.6	19.4	3.2	3.2	2.2	1.1	2.2	18.3	2.2	1.1	4.3	6.5
80歳以上	72	47.2	47.2	16.7	12.5	6.9	2.8	11.1	6.9	11.1	16.7	6.9	4.2	5.6	2.8

一人ひとりが取り組むこと・地域みんなが取り組むこと（自助・共助）

- 一人で悩まず早期に相談します。
- 見守り活動などを通じて、困っている人を相談窓口へつなげられるように努めます。
- 支援が必要な人の情報は、民生委員児童委員や福祉委員や専門機関等につなげます。
- 自分や周りの人が相談体制についての情報を知り、必要な時に利用できるよう意識します。

行政が取り組むこと（公助）

No.	項目	取組の内容
行 - 9	身近な相談窓口の確保	民生委員児童委員が身近な相談窓口となり、必要な支援につなげる活動を支援します。
行 - 10	相談窓口と専門機関をつなぐネットワークの構築	各支援専門機関へ情報共有を行い、つなぐネットワークの構築に努めます。
行 - 11	各相談事業の効率的な実施	心配ごと相談や人権相談、専門性の高い無料法律相談等、個々の悩みをさまざまな機関で支援できるように努めます。
行 - 12	地域包括支援センターの活用	常時相談を受ける体制を設置し、高齢者の総合相談窓口として地域住民に広く周知を図ります。
行 - 13	社会福祉従事者の専門性の向上	地域において相談支援に携わる人たちに対して研修をおこないスキルアップを図ります。

社会福祉協議会が取り組むこと（互助・共助）

No.	項目	取組の内容
社 - 9	総合相談窓口の設置	住民からの相談について広く対応できるように、相談窓口としての周知を図り、関係団体と連携しながら支援ができるよう努めます。
社 - 10	関係福祉団体との情報交換の実施	民生委員児童委員、福祉委員等との情報共有を定期的に実施し、要支援者の早期発見に努めます。
社 - 11	心配ごと相談・無料法律相談・結婚相談の実施	民生委員児童委員による心配ごと相談、専門家による無料法律相談、岐阜広域結婚相談事業支援ネットワークを活用した結婚相談を実施します。
社 - 12	継続的な運営にかかる福祉人材の確保	福祉人材の確保のために、積極的な実習生受け入れや、資格取得に向けた研修会を実施します。
社 - 13	福祉関係者、一般住民を対象とした福祉啓発の推進	有識者の講演会や、研修会等を開催し、住民の福祉意識向上を図ります。
社 - 14	職員の研修等の推進と専門性の強化	県社協等の関係機関が行う各種の専門研修会等への参加や職場内研修等を行い、資質の向上に取り組みます。

(2) 情報提供の充実

【現状と課題】

本町では、広報誌やホームページ、回覧板を通じて、行政と社会福祉協議会が住民へ福祉情報を提供しています。

アンケート調査では、福祉サービス情報の入手先として、「町の広報誌」が49.8%、「町内会の回覧板」が41.8%と高い割合を占めており、多くの住民が紙媒体によって情報を得ていることが分かります。特に、60歳代以降は紙媒体の利用率が高く、分かりやすい媒体を活用した積極的な情報発信が求められています。

一方で、デジタル技術を活用した幅広い世代に向けた情報発信も必要です。常に新しい情報をさまざまな媒体を通じて、住民に分かりやすく届けられる取組を進めていく必要があります。

また、サービスを利用したい時等、支援が必要な人に必要な情報が行き届くよう、情報提供機能のさらなる向上に努めます。

■福祉サービス情報の入手先

(%)

	有効回答件数	家族・親戚	近所の人	知人	町の広報	町役場の窓口	町内会の回覧板	民生・児童委員	学校・職場	町・関係機関のチラシ	新聞・雑誌	テレビ・ラジオ	福祉関係団体	インターネット	その他	無回答
全体	299	25.8	19.7	19.7	49.8	9.0	41.8	5.7	1.3	27.4	9.4	8.4	9.7	11.0	2.0	7.4
男性	132	25.8	18.2	18.9	54.5	6.1	39.4	6.8	1.5	26.5	7.6	8.3	9.8	9.8	1.5	5.3
女性	157	24.8	21.0	20.4	45.9	10.8	43.3	1.9	1.3	26.8	9.6	7.6	8.3	12.1	2.5	7.6
29歳以下	8	37.5	12.5	12.5	12.5	12.5	37.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	12.5
30歳代	11	54.5	0.0	9.1	54.5	9.1	9.1	0.0	9.1	9.1	9.1	0.0	9.1	9.1	9.1	18.2
40歳代	21	33.3	9.5	14.3	38.1	4.8	23.8	0.0	0.0	9.5	0.0	9.5	0.0	33.3	4.8	4.8
50歳代	27	7.4	18.5	3.7	48.1	11.1	25.9	0.0	3.7	22.2	3.7	0.0	7.4	18.5	7.4	11.1
60歳代	58	22.4	17.2	17.2	56.9	12.1	48.3	0.0	0.0	25.9	8.6	8.6	19.0	13.8	0.0	5.2
70歳代	93	22.6	28.0	29.0	57.0	7.5	48.4	5.4	2.2	32.3	14.0	10.8	4.3	7.5	2.2	5.4
80歳以上	72	30.6	19.4	19.4	41.7	6.9	44.4	11.1	0.0	31.9	8.3	9.7	12.5	0.0	0.0	6.9

一人ひとりが取り組むこと・地域みんなが取り組むこと（自助・共助）

- 行政や社会福祉団体が発信している情報や広報紙を読むようにします。
- 一人ひとりが広報誌やチラシを通じた福祉情報を、積極的に利用します。
- 地域の情報が届きにくい方に対しては、普段からコミュニケーションをとるように心がけ、必要な情報を伝達します。
- 信頼性の高い情報源を利用して、正しい福祉情報を積極的に利用します。

行政が取り組むこと（公助）

No.	項目	取組の内容
行 - 14	広報誌や防災行政無線による情報提供	広報誌や回覧文書などで新しい福祉サービスの情報提供に努めます。
行 - 15	さまざまな媒体を活用した情報提供の充実	ホームページ、SNS等さまざまな情報媒体を活用して、積極的な情報発信を行うとともに、効果的で分かりやすい情報提供に努めます。

社会福祉協議会が取り組むこと（互助・共助）

No.	項目	取組の内容
社 - 15	広報誌の充実、計画の広報	広報誌「みんなのふくし」を発行します。本計画を広報誌等を通じて、町民や関係機関・団体等へ情報発信を推進します。
社 - 16	ホームページによる情報発信	ホームページに最新の福祉情報をアップし、迅速な情報発信に努めます。
社 - 17	福祉情報コーナーの充実	地域福祉センター内に、福祉関係図書等の福祉情報コーナーを設置し、情報の周知を行います。

■広報誌（町：広報ひちそう 社会福祉協議会：みんなのふくし）



(3)福祉サービスの充実

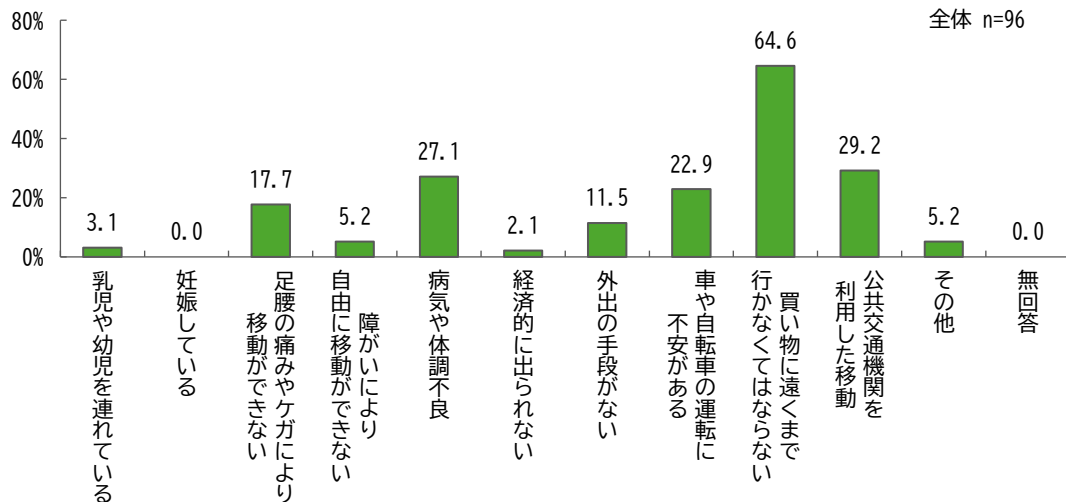
【現状と課題】

福祉サービスは、内容や質が外部から見えづいため、利用者主体のサービスが提供されているか、利用者の満足度を把握することが難しく、利用者や地域の実情に沿った内容であるのか評価しづらいことが課題とされています。

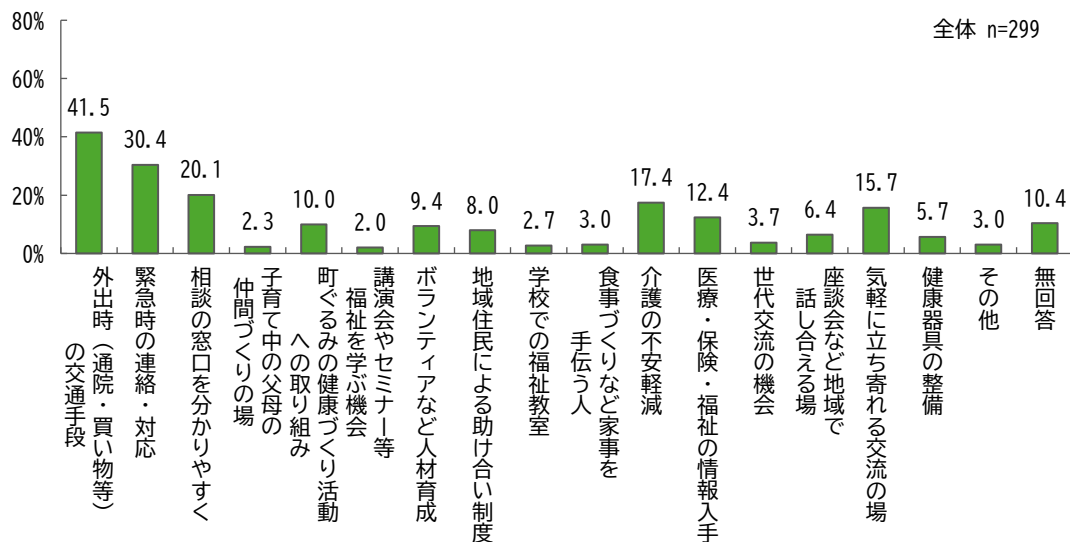
アンケート調査では、日常生活での移動に不便を感じた場面として、「買い物に遠くまで行かなくてはならない」(64.6%) が最も多く挙げられています。また、福祉のまちづくりのために取り組んでほしいこととして、17.4%の人が「介護の不安軽減」を挙げています。

高齢化が進む本町において、高齢者やその家族が安心して暮らせる環境を整えるためには、地域全体で支え合う仕組みと、利用者のニーズに応じた福祉サービスの提供が不可欠です。支援が必要な人の特性に応じた移動手段の確保をはじめ、地域の実情に即した福祉サービスの充実を図るとともに、住民主体による持続可能な移動支援体制の整備について、地域住民の意見を積極的に取り入れながら検討していく必要があります。

■日常生活での移動に不便を感じた場面



■福祉のまちづくりのために取り組んでほしいこと (再掲)



一人ひとりが取り組むこと・地域みんなが取り組むこと（自助・共助）

- 広報誌やホームページ、回覧板などから、福祉サービスの内容を確認します。
- 地域でつながりを持ち、支援が必要な人に福祉サービスの情報を伝えます。

行政が取り組むこと（公助）

No.	項目	取組の内容
行 - 16	福祉サービスの提供と充実	福祉ニーズに的確に対応した高いサービスを利用できるように支援します。
行 - 17	介護予防サービス等の充実	多様な生活支援・介護予防サービスが利用できるように地域づくりを支援します。
行 - 18	他機関連携による相談支援体制の整備	他機関連携により横断的な情報共有を図るとともに、複合的課題のケース会議等で連携をし、円滑にサービスへつないでいきます。
行 - 19	地域の生活交通の確保	地域における交通手段の確保に向け、関係機関で連携協議し地域公共交通の充実を図ります。
行 - 20	アウトリーチによる支援	電話や来所による相談対応に加え、必要により相談者のもとに訪問するアウトリーチ型の相談支援をおこないます。

社会福祉協議会が取り組むこと（互助・共助）

No.	項目	取組の内容
社 - 18	介護保険サービスの実施	住民が住み慣れた町で暮らし続けるため、各種介護保険サービスを実施します。
社 - 19	住民の移動手段の確保	住民の移動手段として、福祉バスを運行します。また生活支援バスを運行し安心して買い物等ができるように支援を行います。
社 - 20	各関係機関・団体との連携強化	関係機関・団体と定期的な情報交換を実施し、連携の強化を図ります。
社 - 21	住民からの相談窓口と苦情解決責任者の設置	町社協事業に対する苦情等に対応する苦情相談窓口を設置し、迅速な解決に努めます。
社 - 22	アウトリーチ訪問活動実施	独居高齢者・高齢者世帯宅への訪問活動を通じて、精度の高い福祉ニーズの把握活動に努めます。

基本目標3 地域福祉推進のための組織や人づくり



(1) ボランティア活動の推進

【現状と課題】

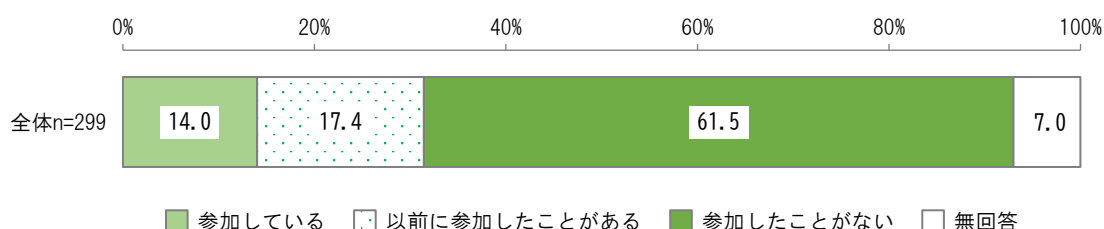
近年、ボランティアをはじめとする個人や各種団体が、社会活動に貢献する時代となっています。

アンケート調査では、31.4%の人がボランティアやNPOの活動に参加した経験があると回答しており、参加した活動として最も多かったのは、「高齢者の支援」(35.1%)でした。

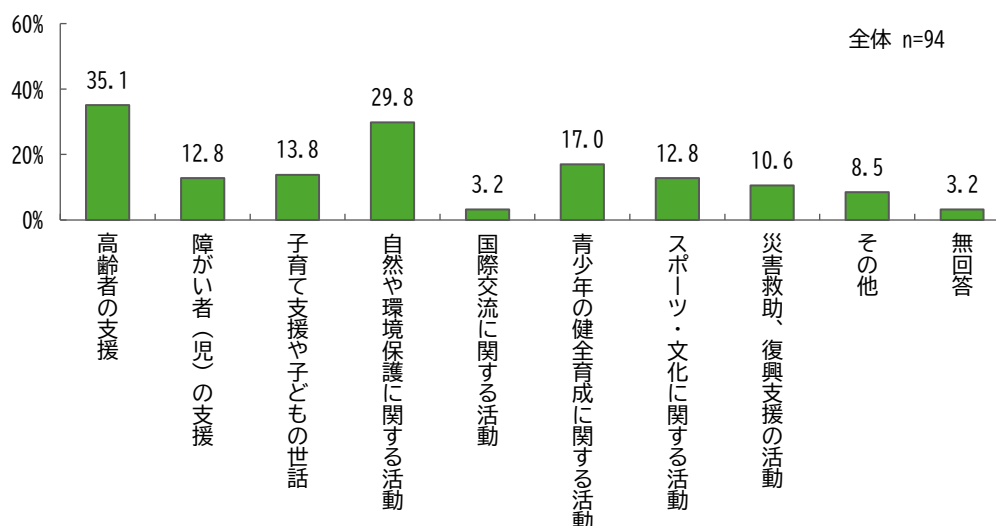
高齢者や障がい者、子ども等、さまざまな課題を抱える住民のニーズが多様化する中で、福祉サービスの提供においては、これまでのように行政がすべてを担うのではなく、住民・ボランティア・事業者・行政がそれぞれの立場で役割を分担し、地域社会を支えていくことが求められています。

今後はボランティア同士の交流の場づくりを進め、身近に活動を感じてもらうことで、若い世代がボランティア活動に関心を持てるようにすることが重要です。そのためにも、さまざまなボランティア体験の機会を創出し、参加へのきっかけづくりとなる取組が必要です。

■ ボランティアやNPOの活動への参加経験



■ 参加した活動



一人ひとりが取り組むこと・地域みんなが取り組むこと（自助・共助）

- 助け合い・支え合いの精神による地域の担い手であることを意識します。
- 自治会などの地域活動や見守りなどの地域福祉活動に積極的に取り組みます。
- 社会奉仕活動を通じて、新しいスキルや知識を学び、自分自身の成長につなげます。

行政が取り組むこと（公助）

No.	項目	取組の内容
行 - 21	ボランティア団体への支援の推進	福祉ボランティア団体を助成し、団体の活動を支援します。
行 - 22	ボランティア情報の提供	ボランティア活動参加への動機づけとなるよう広報誌やホームページ等さまざまな媒体を活用し、ボランティア活動の状況や参加機会の情報提供を行い、活動への参加を促していきます。

社会福祉協議会が取り組むこと（互助・共助）

No.	項目	取組の内容
社 - 23	ボランティア活動拠点・ボランティアセンターの機能強化	情報の収集と発信、活動の活性化をはかるため、センターの機能強化を推進します。
社 - 24	ボランティア団体への運営支援	研修会を実施し、グループ活動の活性化を図るとともにフォローアップを行います。ボランティア活動を実施している団体に助成金を交付し、活動助成を行います。
社 - 25	ボランティア体験を通じた福祉協育の推進	小・中学校にて出前福祉教室、ボランティア教室を開催し、福祉協育の充実を図ります。夏休みを利用して小・中学生の一日ボランティア体験を実施します。

(2)地域活動の担い手の育成と学ぶ機会の充実

【現状と課題】

少子高齢化や核家族化の進行により地域で支援を必要とする人が増加する一方で、福祉活動を担う人材の不足や高齢化が課題となっています。

アンケート調査では、地域における助け合いや支え合い活動を活発にするために重要なこととして、「困っている人と、支援できる人との調整を図る人材の育成」が挙げられました。特に、子育てや仕事が一段落し、地域社会に貢献する時間を持てる 50 歳代で約 4 割となり、高い割合を占めています。

本町では小・中学生を対象とした福祉体験授業等を通じて、福祉に関する講話を聴くことや、体験・交流する機会を創出しています。

人口が減少傾向にある中で、福祉人材の育成と確保は重要な課題です。子どもの頃から福祉に接する機会を増やし、体験や交流を通じて理解を深めることで、将来の福祉の担い手を育てていくことが求められます。

■地域における助け合い、支え合い活動を活発にするために重要なこと

(%)

	有効回答件数	地域における福祉活動の意義と重要性をもつとPRする	地域でボランティアなどの活動の拠点となる場を整理する	地域における金銭的な福祉活動の活動費・運営費	ボランティアリーダーや福祉活動に関わる人を育成する	福祉活動の相談・指導を担当する専門職員の充実を図る	困っている人と、支援できる人との調整を図る人材の育成	困っている人や、助け合いの場や組織についている情報を得やすくする	介護やボランティア活動の方法などに関する研修を行う	学校教育や社会教育での福祉教育を充実する	子育てを支えるつながりづくりの活動に関わる人を育成する	その他	無回答
全体	299	24.4	17.1	21.7	14.0	19.1	23.1	23.4	8.4	10.0	8.0	2.3	15.1
男性	132	27.3	19.7	23.5	16.7	20.5	22.7	20.5	12.1	10.6	9.8	2.3	9.1
女性	157	22.9	15.3	20.4	12.1	17.8	24.2	25.5	5.1	8.3	5.7	2.5	19.1
29歳以下	8	0.0	12.5	50.0	0.0	37.5	25.0	25.0	12.5	12.5	12.5	0.0	0.0
30歳代	11	18.2	9.1	9.1	9.1	18.2	9.1	27.3	18.2	0.0	9.1	9.1	18.2
40歳代	21	4.8	19.0	28.6	28.6	19.0	19.0	14.3	0.0	9.5	14.3	4.8	19.0
50歳代	27	7.4	22.2	33.3	7.4	29.6	40.7	29.6	3.7	7.4	14.8	7.4	7.4
60歳代	58	20.7	27.6	24.1	15.5	25.9	29.3	27.6	6.9	6.9	10.3	0.0	5.2
70歳代	93	29.0	11.8	17.2	10.8	16.1	22.6	26.9	7.5	10.8	6.5	2.2	15.1
80歳以上	72	38.9	15.3	18.1	18.1	11.1	16.7	13.9	12.5	12.5	2.8	1.4	23.6

一人ひとりが取り組むこと・地域みんなが取り組むこと（自助・共助）

- 自分が得意とする分野を生かし、ボランティア活動へ積極的な参加をします。
- 地域や町民活動団体と連携し、地域のイベントや支え合い活動等に参加をします。
- 地域の現状を理解し、活動を通じてリーダーシップや技能を身につけます。

行政が取り組むこと（公助）

No.	項目	取組の内容
行 - 23	福祉教育の推進	小学生や中学生が福祉体験授業等を通じ、福祉への関心を高める場づくりを推進します。
行 - 24	人権啓発・教育の推進	人権擁護委員の協力のもと、保育園や学校で人権や福祉についての理解を深める活動に努めます。
行 - 25	地域資源を活かした世代間交流の実施	町の文化活動を通じた、世代間交流を推進します。
行 - 26	担い手の育成	ボランティア活動の担い手となる方に向けた学習会や研修を開催し、人材育成の取組に努めます。

社会福祉協議会が取り組むこと（互助・共助）

No.	項目	取組の内容
社 - 26	地域福祉活動の担い手育成	ボランティア育成講座等を実施し、新たなボランティア人材育成に努めます。
社 - 27	福祉協力校指定事業の推進	町内の小・中学校を福祉協力校に指定し、福祉活動について積極的に協力し、助成を実施します。
社 - 28	福祉委員活動の推進	町内全地区に福祉委員を委嘱し、身近な地域福祉の担い手として地域の見守り活動等を実施します。
社 - 29	ちょこっとサポーター活動の推進	ちょこっとサポーター養成講座を開催します。

■ちょこっとサポーター養成講座



基本目標4 誰もが安心して暮らせる地域づくり



(1)災害に対する備えと防犯体制の整備の強化

【現状と課題】

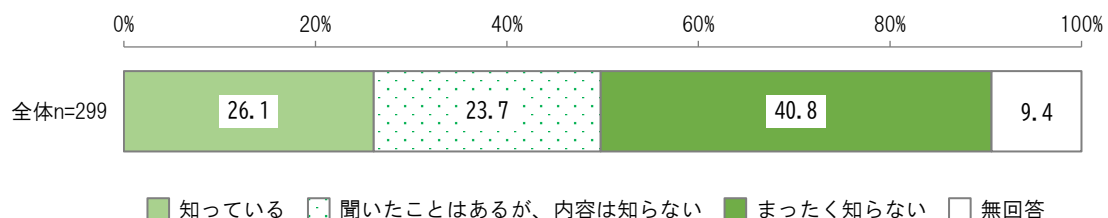
災害対策において、要支援者や障がい者など、特に配慮が必要な人をどのように支援していくかは、安心して地域で暮らせる環境を整える上で欠かせない課題です。

アンケート調査では、26.1%の人が「災害時避難行動要支援者名簿」を知っていると回答しています。また、災害時や緊急時に必要な避難支援や安否確認の望ましい支援体制について、「行政が災害時避難行動要支援者名簿を整備し、自主防災組織などの地域の助け合い活動のなかで支援を行う」との回答が38.8%を占めています。

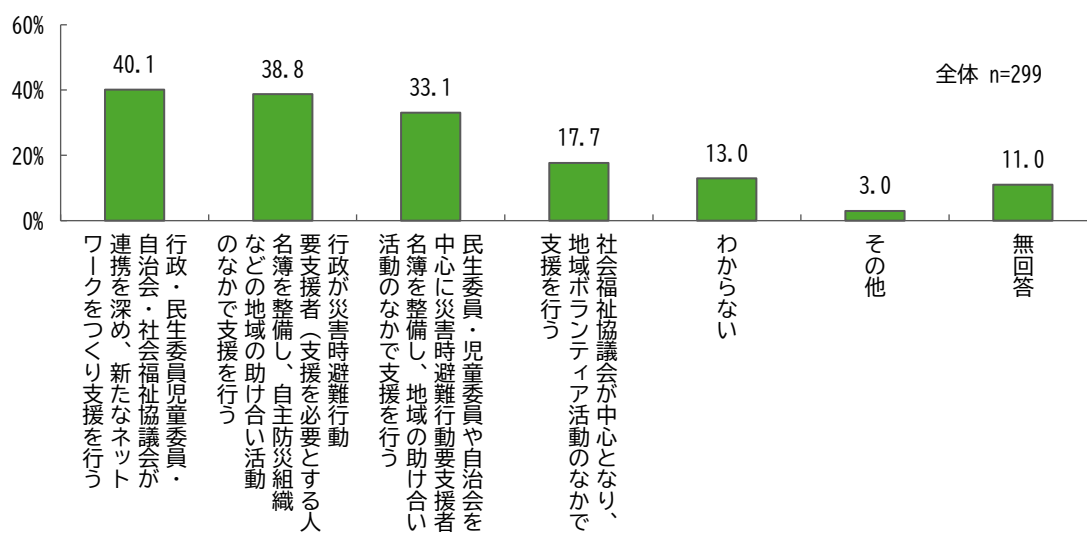
一人暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯、障がい者等、支援を必要とする人を事前に把握し、どのような支援が必要か、またどのような支援ができるかを検討しながら、災害時における支援体制の整備を推進します。

また、人口減少や高齢化によって空き家が増えていることから、防災・防犯への関心を高めていく必要があります。日常的な見守りや声かけが、早期発見や防犯活動につながります。地域住民の協力が特に求められる分野であり、今後さらに取組を進めていく必要があります。

■災害時避難行動要支援者名簿の認知度



■災害時や緊急時に必要な避難支援や安否確認を行うための望ましい支援体制



一人ひとりが取り組むこと・地域みんなが取り組むこと（自助・共助）

- 災害時避難行動要支援者名簿についての理解や知識を深めます。
- 防災訓練に積極的参加するなど、災害時における避難場所を確認します。
- 自主防災組織や災害ボランティア活動に参加します。
- 災害時の避難の際、隣近所で声をかけ合います。

行政が取り組むこと（公助）

No.	項目	取組の内容
行 - 27	避難行動要支援者名簿の整備と周知	災害時の避難支援体制を構築するために、避難行動要支援者名簿を整備し、災害時に活用できるように周知を図ります。
行 - 28	個別避難計画の作成の推進	災害時の迅速かつ円滑な避難を図ることを目的として、個別避難計画の作成を推進します。
行 - 29	自主防災組織の支援	住民の防災意識や知識を高めるため、自主的に結成された防災活動を実施する団体に補助金を交付し、自主防災組織の活動を支援します。
行 - 30	空き家の把握と利活用の推進	地域の方と連携を図り、空き家の把握に努め、老朽化の程度や住み家としての活用の可能性等の実態を調査し、空き家バンクへの登録を促進します。
行 - 31	空き家等に対する防災・防犯対策の実施	周辺の生活環境に影響を与えている空き家等に対しては、所有者等に対する助言・指導を行い、防災・防犯対策が行われるよう図ります。

社会福祉協議会が取り組むこと（互助・共助）

No.	項目	取組の内容
社 - 30	赤十字社活動への協力	日赤社資の募集、災害時の炊き出し訓練の実施等、日赤救護活動の支援を行います。
社 - 31	災害ボランティアセンター運営・立ち上げ訓練の実施	災害ボランティアセンター立ち上げ訓練を実施するとともに、地域住民への取組に対する啓発や、災害ボランティアの育成に努めます。有事の際に円滑的な実施ができるよう、職員の役割分担、役割内でのリーダーの育成、連絡体制の確保を行います。
社 - 32	防災倉庫内備蓄品管理	地域福祉センター内に設置してある防災倉庫内の備品管理、行政機関との情報共有、必要備品の購入を行います。
社 - 33	災害時の地域協力体制の確立	災害時に地域住民相互による迅速な救援活動を行えるよう、地域ごとに救援協力体制の整備を行います。

■災害ボランティアセンター 立ち上げ訓練



(2)地域ぐるみの見守り体制の充実

【現状と課題】

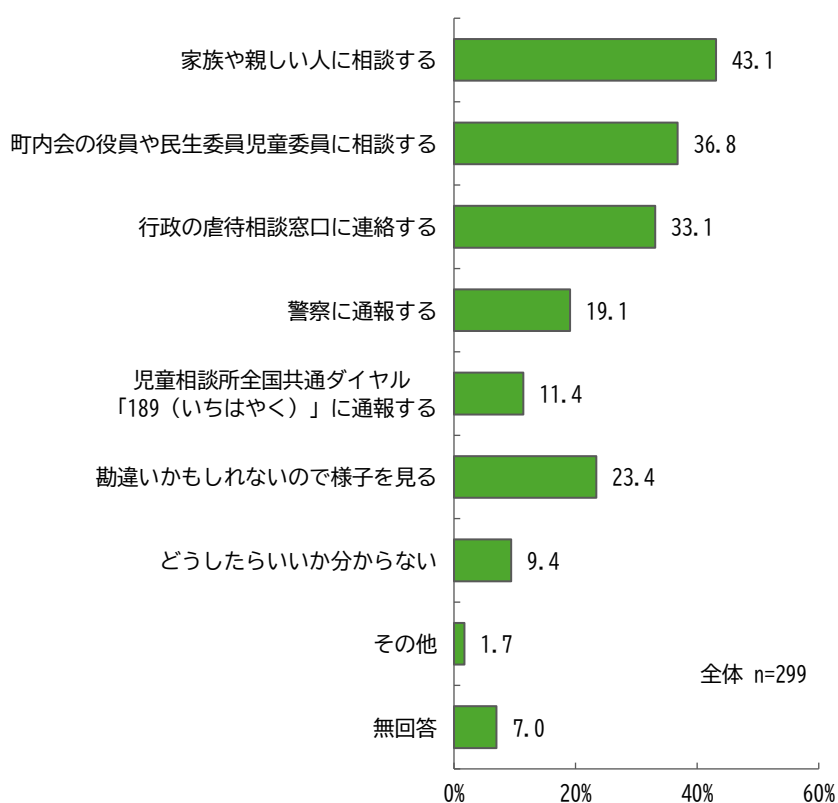
支え合いの地域づくりのために、今後もあいさつや声かけ等の活動を実践していく必要があります。

アンケート調査では、児童や高齢者、障がい者への虐待が疑われる場合の対応について、身近な家族への相談に次いで、「町内会の役員や民生委員児童委員に相談する」との回答が36.8%を占め、役員や民生委員児童委員に相談できる環境が一定程度整っていることがうかがえます。

課題を抱えた人が地域のなかで孤立せず、悩みを抱えた時に安心して相談したり、自ら支援を求めることができるようにするためには、従来の見守り活動に加え、地域全体で互いに気にかけて合う関係を築いていくことが大切です。

住民同士のつながりが希薄化する現代において、年代や障がいの有無等、さまざまな立場や背景を超え、身近な地域での日常的なつながり深めることが求められます。そのためにも、地域ぐるみの緩やかな見守り体制を構築していくことが重要です。

■児童や高齢者、障がい者への虐待が疑われるような場合の対応



一人ひとりが取り組むこと・地域みんなが取り組むこと（自助・共助）

- 虐待等を見かけた場合は行政に連絡します。
- 日ごろから近所との関わりを持ち、地域による気づきの機会を増やします。
- 高齢者や一人暮らしの方を対象に定期的な見守りチェックを行い、必要なサポートをします。

行政が取り組むこと（公助）

No.	項目	取組の内容
行 - 32	虐待の防止	高齢者や障がい者、子育てに関する関係機関の連携を強化し、虐待の未然防止、早期発見、適切な支援等がおこなわれる包括的な体制づくりに努めます。
行 - 33	地域での見守り活動の推進	子ども見守りの家の登録や不審者情報のすぐメールの登録など、地域での見守り活動の推進をします。
行 - 34	地域福祉ネットワークの構築	民生委員児童委員、福祉委員と連携し、見守りの体制を構築に努めます。
行 - 35	防犯パトロールの推進	職員及び生活安全推進委員で定期的な巡回を実施し、防犯意識の向上に努めます。

社会福祉協議会が取り組むこと（互助・共助）

No.	項目	取組の内容
社 - 34	福祉関係団体との連携強化	民生委員児童委員、福祉委員等、必要に応じて関係団体と連携して支援が実施できるように連携強化に努めます。
社 - 35	見守り活動への支援	住民主体の見守り活動における相談窓口として、民生委員児童委員や福祉委員の相談に応じます。
社 - 36	福祉委員の専門性の強化	福祉委員の専門性を高めることを目的とした講演会や定期的な情報交換会を実施します。
社 - 37	福祉ニーズ把握活動の推進	福祉委員活動の活性化に努め、要援護者のニーズを把握するための継続的な取組を推進します。

■福祉委員 説明会・情報交換会



(3)安心できる生活を支える仕組みの整備

【現状と課題】

地域共生社会の実現をめざして、高齢者や障がい者、子ども等への支援に加え、地域住民が抱える多様で複合的な課題に対応するため、包括的な支援体制の構築が求められています。

アンケート調査では、居住地域の福祉に関わる課題や問題の中で、「高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯に関する問題」(47.5%)が最も高い割合を占めています。また、地区別に見ると、中麻生地区では「住民同士のつながり」(32.4%)を課題とする回答が、他の地区と比較して高くなっています。

安心して生活するためには、地域住民のつながりをはじめとする身近な生活環境の整備が重要です。介護、子育て、障がい支援等の分野別の福祉サービスだけでは対応が難しい制度の狭間の課題については、制度や分野を横断し、関係する職種や機関が協働して対応することが求められ、地域の支援活動に展開される必要があります。

課題解決に向けた取組を進めるには、地域特有の課題を把握し、支援に関わるさまざまな機関や住民同士のつながりを強化していくことが重要です。

■居住地域の福祉に関わる課題や問題

															(%)
	有効回答件数	住民同士のつながり（つながりが薄いなど）	高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯に関する問題	介護を要する高齢者に関する問題（8050問題など）	子育て家庭に関する問題（ヤングケアラー問題など）	ひとり親家庭に関する問題	障がい者（児）に関する問題	ニートや不登校、引きこもり、非行等の青少年に関する問題	子どもを狙った犯罪など、地域の防犯に関する問題	道路や公共施設、住居等の整備に関する問題（高齢者・障がい者や子ども連れに配慮されていないなど）	生活困窮に関する問題	その他	わからない	特にない	無回答
全体	299	20.7	47.5	19.1	1.7	2.7	3.7	2.7	3.7	20.4	6.4	1.3	16.1	10.7	8.4
男性	132	24.2	51.5	14.4	3.0	5.3	3.8	3.0	5.3	19.7	7.6	1.5	13.6	12.9	5.3
女性	157	17.8	43.3	21.0	0.6	0.0	3.2	1.3	1.9	18.5	5.1	1.3	19.1	8.9	10.2
29歳以下	8	0.0	37.5	25.0	12.5	0.0	0.0	0.0	0.0	12.5	12.5	0.0	25.0	0.0	25.0
30歳代	11	27.3	36.4	18.2	9.1	18.2	18.2	9.1	9.1	36.4	9.1	9.1	27.3	0.0	0.0
40歳代	21	0.0	47.6	9.5	0.0	0.0	4.8	9.5	0.0	33.3	0.0	0.0	33.3	4.8	0.0
50歳代	27	14.8	66.7	25.9	3.7	3.7	3.7	0.0	0.0	29.6	3.7	0.0	11.1	3.7	7.4
60歳代	58	24.1	63.8	32.8	1.7	0.0	6.9	3.4	3.4	19.0	10.3	3.4	10.3	5.2	1.7
70歳代	93	23.7	41.9	17.2	1.1	3.2	1.1	1.1	5.4	21.5	4.3	0.0	15.1	15.1	9.7
80歳以上	72	23.6	36.1	6.9	0.0	1.4	1.4	0.0	2.8	6.9	6.9	1.4	18.1	16.7	12.5
神測	112	14.3	46.4	17.9	2.7	2.7	4.5	4.5	4.5	20.5	7.1	0.9	16.1	18.8	8.9
上麻生	109	23.9	53.2	23.9	1.8	1.8	3.7	0.9	2.8	19.3	4.6	0.9	14.7	3.7	8.3
川並	30	20.0	43.3	13.3	0.0	3.3	0.0	0.0	6.7	20.0	10.0	3.3	26.7	3.3	6.7
中麻生	37	32.4	37.8	8.1	0.0	2.7	2.7	0.0	0.0	13.5	5.4	2.7	16.2	8.1	8.1

一人ひとりが取り組むこと・地域みんなが取り組むこと（自助・共助）

- 生活に困った人がいたら、町や社会福祉協議会等の相談窓口を教えます。
- 地域住民同士の信頼関係を築き、お互いに頼れる地域づくりを進めます。
- 見守りや声かけを積極的に行い、防犯意識を高めます。
- 登下校の見守り活動や、地域の防犯活動等に参加します。

行政が取り組むこと（公助）

No.	項目	取組の内容
行 - 36	通学路安全推進会議の実施	児童生徒が安全に通学できる通学路の確保のため、関係機関が連携し、継続的な安全対策を推進します。
行 - 37	バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進	すべての人が住みやすいまちづくりを目指し、道路、公共施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化を取り入れた整備を推進します。
行 - 38	重層的支援体制整備事業の実施	地域住民の複雑化・複合化した支援のニーズに対応する包括的な支援体制を整備します。
行 - 39	生活困窮者への支援	生活困窮者の自立を支援するため、関係機関との連携を図りながら相談体制の充実を図ります。
行 - 40	権利擁護事業の普及啓発	認知症高齢者や障がい者等の判断能力が充分でない人達が地域において自立して生活できるよう、成年後見制度について周知し、関係機関が連携し対象者の把握に努め、利用者等について相談支援を行います。

社会福祉協議会が取り組むこと（互助・共助）

No.	項目	取組の内容
社 - 38	総合相談窓口の体制確保	電話相談等常時相談を受け付ける体制を設置し、福祉の総合相談窓口として地域住民に広く周知を図ります。
社 - 39	生活福祉資金貸付事業の推進	低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯等で、自立した生活を営むために必要な資金を、町社会福祉協議会を経由して貸付します。
社 - 40	日常生活自立支援事業の推進	個人の尊厳と利用者の意思を尊重し、福祉サービスの利用等を援助します。
社 - 41	関係機関・団体等との連携強化	児童の健全育成や子育て支援に取り組む関係機関・団体との連携を強化し、定期的な会議、情報交換等を行って共同事業の企画・実施等に務めます。
社 - 42	生活困窮世帯への支援	生活困窮世帯に対して、相談援助支援や食糧支援を実施します。
社 - 43	重層的支援体制整備事業の推進	既存の介護、障がい、子ども、生活困窮の相談支援等の取組を活かしつつ、地域における関係機関として事業の円滑な実施に向けて必要な協力を実施します。
社 - 44	権利擁護に向けた施策の検討	成年後見制度利用促進基本計画に基づき、行政と連携し、支援体制の整備に努めます。

2. 七宗町社会福祉協議会の取組

4つの基本目標に関連する七宗町社会福祉協議会の主な事業の取組。

基本目標1 みんなで支え合い、共に生きる地域づくり

○地域における支え合いや支援の強化

○交流の促進

○健康・生きがいづくりの推進

事 業	取 組
福祉懇談会の開催	地域の福祉課題を再認識し、住民同士の助け合いの意識を培う場として、社会福祉協議会主催の地区懇談会を実施します。
敬老会の開催支援	毎年サンホーム七宗を会場に、77歳以上の高齢者を対象にした敬老会を開催します。
ふくしまつりの開催	民生委員児童委員やボランティア、各種団体と共同して実施し、つながりを作るとともに、町社会福祉協議会の周知活動を行います。
独居老人の慰安会の開催	独居老人を対象に日帰り旅行を実施し、孤独感の解消、仲間づくりを行います。
さんさんサロン事業の推進	自宅に閉じこもりがちな高齢者が気軽に外出し、趣味の活動や仲間との交流を通して閉じこもりを予防します。また、生きがいづくりの場を提供し、介護予防に取り組みます。
地域ふれあい座談会の開催	サロン設立に向けた地域にて座談会を開催し、社協職員が相談助言を行いながら円滑なサロン立ち上げ支援を行います。

基本目標2 さまざまなサービスが利用しやすい仕組みづくり

- 総合相談体制の充実
- 情報提供の充実
- 福祉サービスの充実

事業	取組
結婚相談事業の実施	岐阜広域結婚相談事業支援ネットワークを活用した結婚相談を実施します。
成年後見制度法人後見業務への取組	権利擁護に関する切れ目のない支援を行うため、関係機関との連携を行い、住民が適切に権利擁護支援を受けられるような体制の整備を図ります。
住民主体による福祉ニーズ把握活動の推進	住民の福祉ニーズを把握するためアウトリーチ訪問やアンケート調査を実施します。
障がい者ふれあい事業の推進	身体障がい者手帳4級以上の方々を対象にした日帰り旅行を実施します。
親子教室事業の推進	ことばの遅れ等、発達に不安を抱える幼児期から学童期の子どもとその保護者を対象に「親子教室」を開催し、個に応じた指導による支援を行うことで、発達を見守ります。また、各小学校・保育園への訪問活動や各行事においての集団指導、相談会の実施、ケース会議の参加、保護者との個別懇談会等を実施します。
ひとり親家庭ふれあい旅行	ひとり親家庭を対象とした日帰り旅行を実施します。
ひとり親家庭等の激励	ひとり親家庭等の子どもに対して中学卒業時に激励文と図書カードを配布します。
ひまわりクラブの開催 (学習支援事業)	町内在住の子どもを対象に、学習支援を実施し、日ごろの学習習慣の形成や学力の向上、進学の支援等を図るとともに「子どもの居場所」の提供を通じて、子どもの自尊感情を育み、日常生活習慣の形成や社会性の育成も行うことを目的に活動を支援します。
同行援護の実施	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者等の外出時に移動の介助、付き添い等を行う同行援護を実施します。

事 業	取 組
ふれあい型食事サービスの推進	80歳以上の高齢者のみの世帯、その他支援を必要とする世帯を対象に月2回、手作り弁当の配食を行います。
福祉機器の無料貸し出しサービスの推進	一時的に福祉機器が必要になった世帯に対して、車椅子等の貸出しを実施します。
生活困窮者緊急食糧支援事業	食べ物に困っている方々や、生活に困窮している相談者に対し、社会福祉協議会が主体となり、地域住民から食品の寄付を募り、生活に困窮している世帯に対して無償で提供すること(フードドライブ)で、自立した生活が送れるように支援を行います。
七宗町社会福祉協議会リフト付き福祉車両貸し出し事業	リフト付き福祉車両を整備し、町民の方で車いす生活されている方が安心して買い物等の外出ができるよう、七宗町社会福祉協議会リフト付き福祉車両貸し出し事業実施します。
福祉バス生活支援バスの運行	住民の移動手段として、福祉バスを運航します。また生活支援バスを運行し安心して買い物等ができるように支援を行います。
障がい者地域生活支援事業(移動支援事業)	ご家族への負担軽減を目的として、障がい者の方に対し、移動支援事業を実施します。
障がい者地域生活支援事業(日中一時支援事業)	ご家族の就業支援及び一時的な休息を目的として、障がい者の方に対し、日中における活動の場を提供し見守りを行います。
移送サービスの推進	高齢者や障がい者等が公的機関、医療機関等への移動の際に送迎を行います。
アウトリーチ訪問事業	高齢者世帯、課題を抱える世帯、生活困窮世帯等に対して、社協職員が訪問し相談に応じます。
広報誌みんなのふくしの発行	社協広報誌「みんなのふくし」を発行し、社協事業や福祉サービスの情報提供に努めます。
ホームページによる情報発信	ホームページを定期的に更新し、最新の福祉情報の発信に努めます。

基本目標3 地域福祉推進のための組織や人づくり

○ボランティア活動の推進

○地域活動の担い手の育成と学ぶ機会の充実

事業	取組
ボランティア活動拠点・ボランティアセンターの運営	七宗町のボランティア拠点として、団体との連携を図り、ボランティア活動の活性化を目的とした情報の収集と発信、センターの機能強化を推進します。
福祉協育の推進	福祉協力校と連携し、福祉体験授業や夏休みのボランティア体験教室を開催します。
ちょこっとサポーターの啓発・養成講座の実施	ちょこっとサポーターの啓発活動や、養成講座を実施します。

基本目標4 誰もが安心して暮らせる地域づくり

○災害に対する備えと防犯体制の整備の強化

○地域ぐるみの見守り体制の充実

○安心できる生活を支える仕組みの整備

事業	取組
認知症高齢者等見守り体制の推進	福祉委員等の社会資源や既存のネットワークを活用し、小地域ごとの見守りを行います。
災害ボランティアセンター運営・立ち上げ訓練の実施	有事の際に円滑な災害ボランティアセンター立ち上げができるように、定期的な訓練を実施するとともに、災害ボランティア活動の拠点としてボランティアへの啓発活動や相談業務を実施します。
防災倉庫内備蓄品管理	地域福祉センター内に設置してある防災倉庫内の災害関係機材の管理を実施し、有事の際に必要なに応じて貸出しを行います。
小規模通所授産施設設置の推進	行政と連携して小規模通所授産施設の設置を検討します。
生活福祉資金貸付事業の推進	低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯等で、自立した生活を営むために必要な資金を、町社会福祉協議会を経由して貸付します。
日常生活自立支援事業の推進	個人の尊厳と利用者の意思を尊重し、福祉サービスの利用等を援助します。
生活困窮者緊急食糧支援事業	生活に困窮している世帯に対して無償で提供すること（フードドライブ）で、自立した生活が送れるように支援を行います。
成年後見制度法人後見業務への取組	法人後見業務について行政機関と協議し設置に向けた検討を行います。



第6章

成年後見制度利用促進基本計画



第6章 成年後見制度利用促進基本計画(第1期)

1. 計画策定の背景と目的

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がい等の理由により、物事を判断することに難しさや不安のある人が、その人らしく安心して日常生活を営める権利を守り、その後見人等が、身上保護や財産を法律的に保護するための制度として平成 12（2000）年から始まりました。

社会の高齢化が進む中、認知症高齢者や一人暮らし高齢者、「親亡き後」の支援が必要な障がい者等の増加が見込まれ、成年後見制度の必要性はさらに高まると考えられます。しかし、制度の周知や理解はいまだ十分とは言えません。

こうした状況を踏まえ、平成 28（2016）年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、市町村は地域における制度利用促進のための基本的な計画を定めるよう努めることとなりました。

今後、支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域でその人の望むその人らしい生活を支えていくことができるよう、地域連携ネットワークの整備や相談体制の充実など、総合的な取り組みが求められます。

こうした地域における体制整備は、生活に密接に関わり、地域福祉とも関連が深いことから、本町では本計画と「七宗町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を一体的に策定し、推進することとしました。また、国の成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度を必要とする人が安心して制度を利用できるよう、「権利擁護センター」を地域で支える中核機関として位置づけ、制度の利用促進を図ります。

(1)計画の期間

本計画は、七宗町地域福祉計画・地域福祉活動計画と一体的に連動して取り組むことから、計画期間は第5期七宗町地域福祉計画・地域福祉活動計画に合わせ、令和7（2025）年度～令和11（2029）年度の5年間とします。

また、地域住民のニーズに対応するため、必要に応じて見直しを行います。

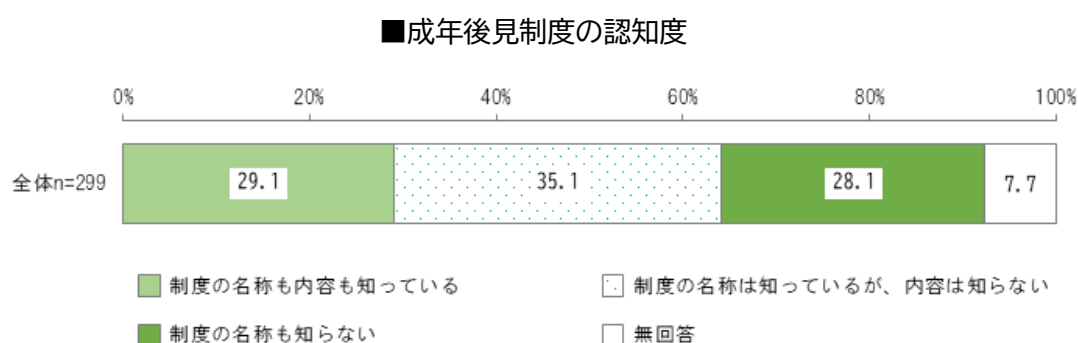
(2)現状と課題

成年後見制度を必要とする人がいても、本人や親族、福祉関係者等が、制度について知らない、理解が十分でない場合や、身寄りがいない、親族の協力が得られない、または経済的理由などから、制度の利用につながらない場合があります。

本町の高齢化率は、第2章七宗町の現状において（P13 参照）、年々上昇し、要介護認定者状況（P14 参照）においては、20%前後の高い認定率となっており、認知症高齢者等や単独の高齢者世帯の増加も避けては通れない現状となっております。

アンケート結果では、成年後見制度の認知度について、「制度の名称も内容も知っている」（29.1%）となっている一方、「制度の名称は知っているが、内容は知らない」（35.1%）、「制度の名称も知らない」（28.1%）を合わせた割合が63.2%と高くなっています。

成年後見制度については、高齢になっても障がいを持っていても、住み慣れた地域の一員として、尊厳を持って生活できる地域社会のために欠くことのできない制度であるにもかかわらず、その認知度が十分とはいえない状況であるため、制度を広く周知し、町民の生活の中へ定着させていくことが必要です。また町民への周知、理解へつなげるため、行政職員や社会福祉協議会職員、ケアマネジャー、介護職員等支援者の知識向上へ向けた取組も必要です。



■成年後見制度利用支援事業を活用した助成件数

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者	0	1	0
障がい者	0	0	0
計	0	1	0

2. 成年後見制度推進の施策・取組

(1) 基本目標

権利擁護のために支援が必要な人が、本人の意思や権利を尊重されながら地域で自分らしい生活を送るために、地域住民や関係機関による見守り等を通じて成年後見制度につなげる
こと、また、関係機関が連携して支援体制を構築します。

本計画では、支援が必要な人を適切に制度につなぎ、住民が制度を知り、相談先が明確になり、制度を利用することで安心して自分らしい暮らしを実感できるようになることを目指します。そのため、本町の成年後見制度の利用促進に向けて、誰もが制度を知っていて、安心して相談できる体制づくりをします。

(2) 施策・取組

① 制度の周知・啓発

広報誌やホームページ掲載などにより制度の周知に努め、町民や関係機関等に対して相談窓口のさらなる普及と制度の理解を促進します。

② 地域連携ネットワークの強化

行政各関係課や福祉関係者が、事例検討や講義、意見交換等を目的とした可茂圏域権利擁護支援推進協議会に参加し、適切な制度利用を促進するため地域連携ネットワークの強化が図られる体制づくりに努めます。

③ 適切な利用に向けた仕組みづくり・促進

利用者の経済的な困窮や、申し立てをする親族がない等の場合に、本人らしい尊厳のある生活を継続できるように報酬助成制度や町長申立制度の利用につなげ、必要な時に制度が利用できる体制を促進します。また、法人後見業務について設置に向けた検討を行います。

④ 支援調整会議の開催

困難事例等に対し、対応方針や支援内容等を検討するため、町内での支援調整会議を開催します。さらに複雑な事例の場合は、弁護士や司法書士等の専門職の助言をいただき、支援の方針を検討します。



資料編



資料編

1. 七宗町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員

令和7年2月21日現在（敬称略・順不同）

	氏 名	所属機関・団体	役職等
1	井戸 幸司	七宗町社会福祉協議会	委員長
2	田尻 宗弘	七宗町社会福祉協議会	副委員長
3	渡邊 政秀	七宗町民生委員児童委員協議会	副委員長
4	岩田 和夫	七宗町社会福祉協議会	
5	後藤 直之	七宗町区長会	
6	前島 庚久	七宗町福寿会	
7	岩田 英樹	飛騨川流域まちづくりの会	
8	千葉 美津子	七宗町赤十字奉仕団	
9	塚本 誠	七宗町シルバー人材センター	
10	福井 由美子	七宗町障がい児・者親の会	
11	長谷川 好子	ボランティア虹の会	
12	土屋 忠夫	室兼地区サロン	
13	長谷川 優	七宗町社会福祉協議会	
14	上野 直子	七宗町社会福祉協議会	

事務局

	氏 名	所属機関・団体	役職等
1	杉本 泰幸	七宗町役場 健康福祉課	課 長
2	西田 ちはる	七宗町役場 健康福祉課	課長補佐
3	塚本 寿	七宗町社会福祉協議会	事務局長
4	松山 幸生	七宗町社会福祉協議会	地域福祉係長

2. 計画策定の経過

(1)七宗町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会

日時	内容
令和6年11月26日	(1) 七宗の現状について (2) 第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画の振り返りについて (3) 第5期計画の骨子案について (4) アンケート調査結果について
令和7年2月21日	(1) 計画素案について (2) パブリックコメントについて

(2)パブリックコメント

日時	閲覧場所
令和7年1月27日～ 令和7年2月14日	七宗町健康福祉課・七宗町ホームページ

第5期 七宗町
地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和7年3月

【企画・編集・発行】

七宗町 健康福祉課

〒509-0492

岐阜県加茂郡七宗町上麻生 2442 番地 3

TEL 0574-48-1112 FAX 0574-48-1360

URL <https://www.hichiso.jp>

七宗町 社会福祉協議会

〒509-0511

岐阜県加茂郡七宗町神湊 10327 番地 1

TEL 0574-46-1294 FAX 0574-46-0007

URL <https://hichiso-shakyo.jp>
